

下野市文化財保存活用地域計画

～東の飛鳥プロジェクト～

令和2年3月

下野市教育委員会

はじめに

下野市は、平成 18 年（2006）1 月 10 日に南河内町、石橋町、国分寺町の 3 町が合併し誕生した市です。市の名称である「しもつけ」は、栃木県（古代下野国）を代表する国指定史跡下野薬師寺跡、下野国分寺跡・下野国分尼寺跡が本市に所在したことから命名されました。下野薬師寺跡と下野国分寺跡は、大正 10 年（1921）3 月に足利学校と共に栃木県で初の国の史跡として指定を受け、令和 3 年（2021）には指定 100 周年を迎えます。

これらの古代東国の仏教文化の中核を成した文化財も含め、本市には 1 万年以上前からの人々の営みの痕跡や人々が作り、残してきた多数の文化遺産が存在し、古代の歴史の中心地であった奈良県飛鳥地域に匹敵する歴史的特性を有します。また、近年の調査により今後文化財の指定対象となりうる資料も多数確認されており、各時代を通じて私たちの祖先が愛着を持って大切に守り、引き継いできた歴史遺産が存在します。

一方で、急速に進行する人口減少や少子高齢社会など、大きな社会変動が起こるなかで、地域の歴史を伝える文化財が年々減少し、祭礼等の地域行事の後継者が減少してしまう等の課題が浮き彫りとなっています。歴史上価値の高い文化財が失われつつあることも現実です。

そのため、これらの大切な文化財を守り、継承してだけでなく新たな視点で活用を進めていくために、平成 28 年度に「下野市歴史文化基本構想」を策定し、市内の特徴的な文化財を PR するための事業に取り組んでいます。同構想は、本市の文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方針を定めたものとなっていますが、これをより発展させ、同構想で再発見された市の魅力ある歴史や文化のさらなる活用を図るため、このたび、市内の文化財の保存・活用に関する目標や具体的な取り組みを定めた「下野市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

今後は、本計画に沿ってさまざまな事業を推進しながら先人が守り、引き継いできた歴史遺産を積極的に活用し、歴史を活かしたまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画を作成にご尽力いただきました下野市文化財保存活用地域計画推進協議会の委員の方々をはじめ、ご指導をいただきました文化庁地域文化創生本部、県教育委員会文化財課及び関係者のほか、貴重なご意見や資料の提供へご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

2020 年 3 月

下野市長 広瀬 寿雄

下野市教育委員会 教育長 池澤 勤

例 言

1. 本書は、中・長期的な視点から下野市の文化財を保存・活用するために、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年 3 月）に基づいて作成された『下野市文化財保存活用地域計画（以下、地域計画という。）』である。
2. 地域計画の作成にあたって、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、下野市文化財保存活用地域計画推進協議会を組織し、文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ、栃木県教育委員会文化財課及び下野市文化財保護審議会から指導・助言をいただき、下野市教育委員会事務局文化財課が事務局を担当した。
3. 地域計画の執筆は、下野市教育委員会事務局文化財課文化財グループが、また、図の作成と編集は、事務局から委託を受けた株式会社文化財保存計画協会が行った。
4. 本事業の平成 30 年度から平成 31 年度の業務は文化庁「文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）」、から令和 2 年度の業務については、文化庁「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用事業）」の補助対象事業として作成を行った。
5. 本事業の一環として、歴史的建造物の調査を実施した。調査にあたっては、小山工業高等専門学校 歴史環境計画研究室に協力いただき、薬師寺地区における分布調査を実施した。なお、調査結果は一部を抜粋し巻末に収録した。

目 次

第 1 章 地域計画の作成

1. 地域計画作成の背景と目的	
(1) 作成の背景	01
(2) 作成の目的	05
(3) 計画期間	06
(4) 作成体制	07
(5) 計画の進捗管理と自己評価の方法	08
2. 地域計画の位置づけと関連計画	
(1) 地域計画の行政的位置づけ	09
(2) 関連計画・事業	10

第 2 章 下野市の概要

1. 自然的・地理的環境	
(1) 位置・面積	18
(2) 地形・地質	19
(3) 気候	22
(4) 植生	23
2. 社会的状況	
(1) 人口動態	24
(2) 産業	25
(3) 土地利用	25
(4) 交通	27
3. 歴史的背景	
(1) 旧石器時代から古墳時代	28
(2) 飛鳥・奈良・平安時代	31
(3) 鎌倉時代から戦国時代	33
(4) 江戸時代	35
(5) 明治時代以降	37

第 3 章 下野市の文化財の概要と特性

1. 文化財の現状	
(1) 文化財行政の概要	39
(2) 指定文化財	41
(3) 文化財の概要	42

2. 文化財の現状把握	
(1) 既存の文化財調査の概要	52
(2) 文化財把握の方針	54
3. 歴史文化の特性	
(1) 古代の東国を代表する文化財「東の飛鳥」	59
(2) 有力豪族の勢力圏の狭間で展開した中世社会	59
(3) 近世・近代の経済発展を支えた干瓢と結城紬	60
(4) 交流と祈りのかたち「講」と「祭り」	61
(5) 「東の飛鳥」から続く人と道のつながり	61

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 文化財の保存・活用に関する課題	
(1) 文化財の保存・継承に関する課題	63
(2) 文化財の活用に関する課題	65
(3) 文化財の周辺環境に関する課題	66
2. 文化財の保存・活用に関する方針	
(1) 基本目標	67
(2) 基本方針と方策	68
3. 関連文化財群の設定	
(1) 下野市の歴史文化を物語るテーマ	71
(2) 関連文化財群	72
4. 文化財保存活用区域の設定	
(1) 区域設定の考え方	80
(2) 文化財保存活用区域	80

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置	
(1) 文化財の保存と継承	85
(2) 多様で豊富な文化財の顕在化	87
(3) 文化財の総合的な活用	89
2. 関連文化財群の保存・活用に関する措置	
(1) 「東の飛鳥」を育んだ下野の地 関連文化財群	91
(2) 「東の飛鳥」を支えた礎 関連文化財群	91
(3) 野辺のみちから「公（おおやけ）」の道へ 関連文化財群	92
(4) 「東の飛鳥」から受け継がれる願い 関連文化財群	92

3. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置	
(1) 国分寺保存活用区域	93
(2) 薬師寺保存活用区域	94
(3) 石橋・小金井保存活用区域	95
(4) 三王山保存活用区域	95

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用の推進体制	
(1) 推進体制の基本方針	96
(2) 下野市の体制	97

資料編

・ 指定文化財一覧	100
・ 未指定文化財一覧	103
・ 下野市薬師寺地区伝統的景観要素分布調査	107

第1章 地域計画の作成

1. 地域計画作成の背景と目的

(1) 作成の背景

下野市は平成18年(2006)1月10日に、南河内町・石橋町・国分寺町が合併して誕生した、栃木県の中南部、都心から約80km圏内に所在する市である。

市内には数多くの遺跡が残され、下野薬師寺跡及び下野国分寺跡が大正10年(1921)に栃木県内初の国の史跡として指定された。昭和39年(1964)には、下野国分尼寺跡の発掘調査が始められ、昭和40年(1965)に国の史跡に指定され、史跡整備が実施された。昭和47年(1972)には、国分寺町が史跡・文化財に恵まれた地域として、文化庁から文化財保護モデル地区として指定された。その後、昭和61年(1986)に下野国分尼寺跡に隣接して栃木県立しもつけ風土記の丘資料館が開館したほか、平成3年(1991)には、資料館に近接して栃木県立埋蔵文化財センターが開所した。これらの施設の設置とともに、下野薬師寺跡においては、昭和41年(1966)から発掘調査が実施され、平成13年(2001)には史跡下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場がオープンし、第1期整備事業が終了した。下野国分寺跡も発掘調査、整備事業を実施し、平成26年(2014)に史跡公園として公開されている。

このように、各史跡を中心として整備事業が実施され、文化財を活用したまちづくりが進められてきたが、近年の社会情勢等の変化により文化財に関する保存・活用に様々な課題が生じてきている。市内に所在する埋蔵文化財包蔵地では、宅地等の造成による開発が急増し、これまで守られてきた国・県指定の史跡の隣接地まで開発行為が及んでいる。下野薬師寺跡・下野国分尼寺跡・下野国分寺跡は、第1次整備事業が完了して様々なイベント等で活用されているが、点在するこれらの史跡を複合的に結び付け、活用するための手段・方法については、これまで各史跡の整備を優先していたため検討が進められていなかった。また、市内に残されている特徴的な祭礼や伝統行事等も少子高齢化等の影響により、継承が困難になりつつあり、早急な対策が求められている。

そのため、市内に所在する国・県・市指定史跡を1つのエリアとして捉え、これらを複合的に結び付けて活用を図るために、平成28年(2016)11月に『下野市歴史文化基本構想』を作成した。『下野市歴史文化基本構想』をもとに、文化財を観光に活かす取組を進めるため、平成29年度に創設された「観光拠点形成重点支援事業」の採択を受けて市内組織及び観光協会等の外部組織から構成される「下野市の歴史文化を活用した観光振興協議会」を設立し、CGを活用した文化財の情報発信や市内の文化財を案内するボランティアの養成、市内の特徴的な文化財をPRするための「東の飛鳥ブランド」の制定等に取り組んでいる。

また、『第二次下野市総合計画』のなかで、地域の人々の活動や地域に残る自然、文化を重要視したまちづくりを目指し、平成29年(2017)3月に作成した『下野市都市計画マスタープラン』で、歴史文化遺産の保全・活用を基本方針の一つとして位置付けた。

このような現状を受けて、平成 31 年（2019）3 月に市の景観やまちづくりに対する市民の意識向上や歴史を核としたまちづくりを推進するために、平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）に基づく『下野市歴史的風致維持向上計画』を作成し、歴史を活かしたまちづくりに関する各種ハード・ソフト事業を推進している。

また、国においては平成 29 年度に歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくりを支援する「観光拠点形成重点支援事業」が創設される等、文化財を地域の活性化に結び付ける施策に対する施策が講じられた。そして、平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の作成と市町村が作成する文化財保存活用地域計画等の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化され、平成 31 年（2019）4 月より施行されることとなった。

このような背景のもと、下野市の歴史を活かしたまちづくりの理念と基本方針を継承し、歴史文化の特性に基づき、文化財の保存・活用のための目標や取組の具体的内容を定めたアクション・プランである『下野市文化財保存活用地域計画』の作成を目指すこととした。

『下野市歴史文化基本構想』や『下野市歴史的風致維持向上計画』及び地域計画によって再発見された本市の魅力ある文化財を発信し、市民の郷土愛の醸成や全国での認知度の向上を図りながら、歴史や文化を活かしたまちづくりに関する事業の具現化を目指す。

なお、地域計画の中で示す「文化財」とは、指定の有無や類型に関わらず、下野市の歴史や文化を示す地域の資産を指す。また、下野市の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境も含めたものを「歴史文化」とする。

「文化財」 + 人々の活動や周辺環境 = 「歴史文化」

下野市における文化財保存活用の基本目標

基本目標「東の飛鳥プロジェクト—守る・活かす・創る 下野市の文化財—」

◎ 守る

先人から守り継がれてきた歴史資産を守る。

◎ 活かす

将来のまちを形成する子供たちに向けた学校教育の教材や各地から訪れる人々の観光の資源として活かす。

◎ 創る

住民自らが、地域を学び・語ることで、下野市に住む誇りや住み続けたいという意識の醸成によって、未来のまちを創る。



「東の飛鳥」のロゴマーク

本市には1万年以上前からの人々の営みの痕跡である遺跡や人々が作り・残してきた多数の文化遺産が存在する。そのなかでも特筆すべきことは、古墳時代以降、他地域からの人々によりもたらされた古墳文化の中で形成され、当地域独自のアレンジが加えられた「しもつけ型古墳」と命名された古墳群の存在及び飛鳥時代から奈良・平安時代に古代東国の仏教文化の中核を成した下野薬師寺跡、下野国分寺跡、下野国分尼寺跡などの古代寺院に代表される古代の遺跡が連綿と存在していることである。このように本市域は、日本を代表する文化財の宝庫である奈良県飛鳥地域と非常によく似た歴史的特性を有する地域であった。

市名である「下野」は、本市域に古代下野国の政治と文化の拠点が置かれ、当地を中心に繁栄したことに由来する。また、当地は県域を南流する鬼怒川・田川・姿川によって育まれた豊かな自然環境を有する暮らしやすい地域であったため、古来より多くの人々の営みが途切れることなく繰り返されてきた。

律令体制崩壊後の中世期にも陸路・水運の要衝で利便性が高く、生産性の高い肥沃の土地であったため、新たな勢力である北の宇都宮氏と南の小山氏の勢力圏の狭間として、前線を死守するための複数の城館が築かれた。

また、近世には、日光街道に付随して宿場や集落が形成され、東北と江戸を結ぶ要地として繁栄し、江戸からの文化人を受け入れ、宿の旦那衆によって句会などが行われた。

さらに、鉄道が開業した近現代には、物資輸送の交通網の発達から商品作物として「かんぴょう」などの流通の促進が図られ、これらの物資は、東京からさらに関西圏などに運ばれて消費された。

このように古代下野国の中心であった本市域では、奈良県飛鳥地方に類する歴史的な特性を素地とし、ここに連綿と続いた人々の営みの痕跡である古代の遺跡や各時代を通じて造られた工芸品や民俗文化財などの多様な文化財として、多くの「歴史資産」が育まれた。

本市では、本市の原点である東国における飛鳥地域のような歴史的特性を「東の飛鳥」と名付け、下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）に位置付けた関連文化財群や文化財保存活用区域に基づく様々な措置を推進し、基本目標の実現を目指す。

下野市文化財保存活用地域計画の目指すもの

下野市文化財保存活用地域計画では、以下の取り組みを通じて、学校教育や社会教育、まちづくりや観光など、他の行政分野との密接な連携による総合的な文化財の活用の実現を目指します。

地域計画の内容

地域計画では、文化財保護法（183条の3第2項）に基づいて、以下の内容を定めます。

1 本市における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

市の概要、市の文化財の概要・特徴、文化財の保存活用に関する課題と方針 など

2 本市における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容

文化財の指定・修理・整備、文化財の防犯・防災、災害時の対応、文化財の情報発信、普及啓発、人材育成 など

3 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

文化財を把握するために必要となる調査に関する事項

4 計画期間

総合計画や教育大綱、教育振興計画との整合性を踏まえ、計画期間を5年間に設定

5 その他文部科学省令で定める事項

文化財担当部局や関係部局、文化財保護審議会の設置など文化財の保存・活用の推進体制に関する事項

「下野市文化財保存活用地域計画」の作成の目的

2019年4月の改正文化財保護法施行に伴い、都道府県の文化財保存活用大綱、市町村の文化財保存活用地域計画の策定が可能になりました。

本市では2016年度に策定した下野市歴史文化基本構想に基づいて、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプラン「下野市保存活用地域計画—東の飛鳥プロジェクト—」を策定します。本市が取り組むべき目標や具体的な内容を定め、文化財の保存・活用に必要な取組を継続的に実施していきます。

文化財保護制度の見直し

- (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- (4) 罰則の見直し

《地域の文化財》
重要文化財等に
指定・選定して
個別に保護措置



祭・伝統芸能



仏像



遺跡



古民家



寺社・仏閣



舞踊・民謡

保存

- ・文化財の総合的な把握（各種調査）
- ・文化財の指定、修理、整備
- ・文化財の防犯、防災対策
- ・拠点施設（資料館）の充実

活用

- ・学校教育との連携
（ふるさと学習・総合学習）
- ・社会教育との連携（ボランティア育成）
- ・観光行政との連携

(2) 作成の目的

過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、生活圏の変化や価値観が多様化し、地域に対する愛着等が希薄化し、地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止、伝統行事等の保護及び継承が全国的な課題となっている。

また、文化財はそれらを取り巻く自然環境や歴史的な景観等と併せてその価値が高められるものであるが、本市においては文化財に相応しくないデザインや色彩等の広告や景観の形成を阻害している建物等もみられ、その価値が滅失している状況もみられる。

作成に当たって、下記の6つの着目点から目的を整理した。

	着眼点	作成の目的
1	市内の文化財を総合的に把握し、現状を整理・確認する	市民ボランティア等の協力を得ながら、市内の指定文化財及び今後指定に相当する候補について悉皆調査を進める。
2	文化財の特徴を適切に守り、伝える	古代の遺跡だけでなく、有形・無形にかかわらず受け継がれてきた下野市の歴史や文化を構成する多様な文化財を対象とし、制度や支援等の拡充とともに、個々の文化財の適切な保存、文化財相互や周辺環境との関係に基づく文化財の本質的価値を守り伝える。
3	文化財に関する情報を共有する	悉皆調査で新たに判明した文化財群やこれまで旧3町の町史編纂事業で収集された情報、さらに埋蔵文化財の調査等により、新たに収集された資料等を整理し、本市の歴史的全体像と詳細な内容を個別に把握する。地域の個性を明確に提示することで、行政と市民の双方が情報の共有化を図り、新たな計画づくりを目指す。
4	文化財を大切に思う心を育む	文化財に関わる全ての事象について、これまで本市が育んできた文化財を尊重し、市民自ら保存活用に取組む姿勢を整える。市民が「市を代表する国・県・市指定文化財」を身近に感じとれる環境を整え、「地域で保存継承されてきた文化財」を周知し、「下野市に住む誇り」を持ってもらう。
5	市民参加による文化財保存活用の体制を整備する	市内の文化財は、市民にとっても共有の財産である。その財産を最大限に活用できるような視点を整理し、市民と行政が協働して計画を遂行できる体制を整備する。
6	文化財の魅力をまちづくりに活かす	下野市が『第二次下野市総合計画』で掲げる「文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」の視点を踏まえ、史跡等を含む文化財の整備活用計画とまちづくりの総合的な計画との連携を図る。文化財の活用をより一層効率的・効果的に推進し、本市の文化財が示す土地の歴史を読み取り、災害の少ない安全安心なまち、災害に即応できるまちをアピールして定住の促進を目指す。

(3) 計画期間

地域計画の計画期間は、本市の市政運営の最上位計画である『第二次下野市総合計画』の後期基本計画及び教育分野の上位計画である『下野市教育大綱』、『下野市教育振興計画』を踏まえつつ、他の関連する計画の計画期間との整合性や地域の実情を考慮し、令和2年(2020)度から令和7年(2025)度までの6年間とする。

なお、社会的な要因や調査・整備の進捗、財政状況、また計画に記載した措置等の取組の進捗状況を適宜確認し、計画の内容あるいは期間の見直しを適宜行うこととする。

地域計画と 関連計画	計画期間						
	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)	R06年度 (2024)	R07年度 (2025)	R08年度～ (2026)～
地域計画	第1次計画						第2次計画
							改定 →
第2次 総合計画	後期計画	基本構想				改定 →	
教育大綱 教育振興計画	改定 →	2期計画					
歴史的風致 維持向上計画							～R09年度

(4) 作成体制

地域計画を作成するにあたり、下野市教育委員会事務局文化財課が主体となり、関係機関の助言等を受けながら素案を作成した。作成した素案をもとに、学識経験者や市内のまちづくり団体等から構成される「下野市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下、推進協議会という。）」で検討を進め、議論を深めながら計画案の審議と市長への提案を行った。

計画案は、市民へのパブリックコメントを経て、市長が『下野市文化財保存活用地域計画』として決定し、認定の申請を行った。

地域計画作成の経過

開催年月日		内 容
平成 30 年度	2019年3月	第1回（平成30年度第1回）推進協議会
	2019年3月	シンポジウムの開催
令和 元 年度	2019年6月	第2回（令和元年度第1回）推進協議会
	2019年8月末	文化財の防犯・防災状況についてのアンケート実施（9/20〆切）
	2019年9月	文化庁協議：関連文化財群の修正指示あり
	2019年11月	シンポジウムの開催
	2019年12月	第3回（令和元年度第2回）推進協議会
	2020年1月	文化庁協議：関連文化財群の内容協議
	2020年2月	第4回（令和元年度第3回）推進協議会
	2020年3月	文化財保護審議会 パブリックコメント
令和 2 年度	2020年4月	パブリックコメントによる意見反映
	2020年5月	第5回（令和2年度第1回）推進協議会
	2020年6月	文化庁協議
	2020年6月	国へ認定申請
	2020年8月	計画書印刷：計画作成完了

下野市文化財保存活用地域計画推進協議会 委員

氏 名		所 属 等	備 考
1	橋本 澄朗	栃木県考古学会元会長	会長
2	小林 利孝	下野市文化財保護審議会会長	副会長
3	安高 尚毅	小山工業高等専門学校建築学科准教授	
4	粕谷 浩	(株)道の駅しもつけ	
5	黒須 重光	県史跡児山城址守り隊	
6	杉谷 一男	下野薬師寺ボランティアの会	
7	舘野 正治	下野市小中学校校長会会長	～平成30年度
	海老原 忠	下野市小中学校校長会代表	令和元年度～
8	小島 敬敬	薬師寺八幡宮'宮司	
9	武川 夏樹	栃木県教育委員会事務局文化財課	
10	篠崎 茂雄	栃木県立博物館人文課長	
11	川嶋 恵美子	下野市観光協会事務局長	
12	野澤 等	下野市立しもつけ風土記の丘資料館館長	～平成30年度
	長 勲	下野市立しもつけ風土記の丘資料館館長	令和元年度～
13	近藤 善昭	下野市建設水道部都市計画課長	～平成30年度
	伊澤 仁一	下野市建設水道部都市計画課長	令和元年度～
14	濱野 岳仁	下野市産業振興部商工観光課長	～平成30年度
	伊澤 巳佐雄	下野市産業振興部商工観光課長	令和元年度～
15	手塚 芳子	下野市教育委員会事務局生涯学習文化課長	
16	山口 耕一	下野市教育委員会事務局文化財課長	
17	下谷 淳	文化財課	事務局
18	橋本 高志	文化財課	事務局
19	諏訪 晶子	文化財課	事務局

※ 各文化財分野については、下野市文化財保護審議会で意見を聴取している。

(5) 計画の進捗管理と自己評価の方法

地域計画の着実な実施のため、計画期間の終了年度である令和6年(2024)度に計画の進捗について自己評価を行い、推進協議会に報告する。また、同時期に地域計画の改定作業を行い、自己評価と推進協議会での指導・助言を踏まえて次期地域計画を作成する。

2. 地域計画の位置づけと関連計画

(1) 地域計画の行政的位置づけ

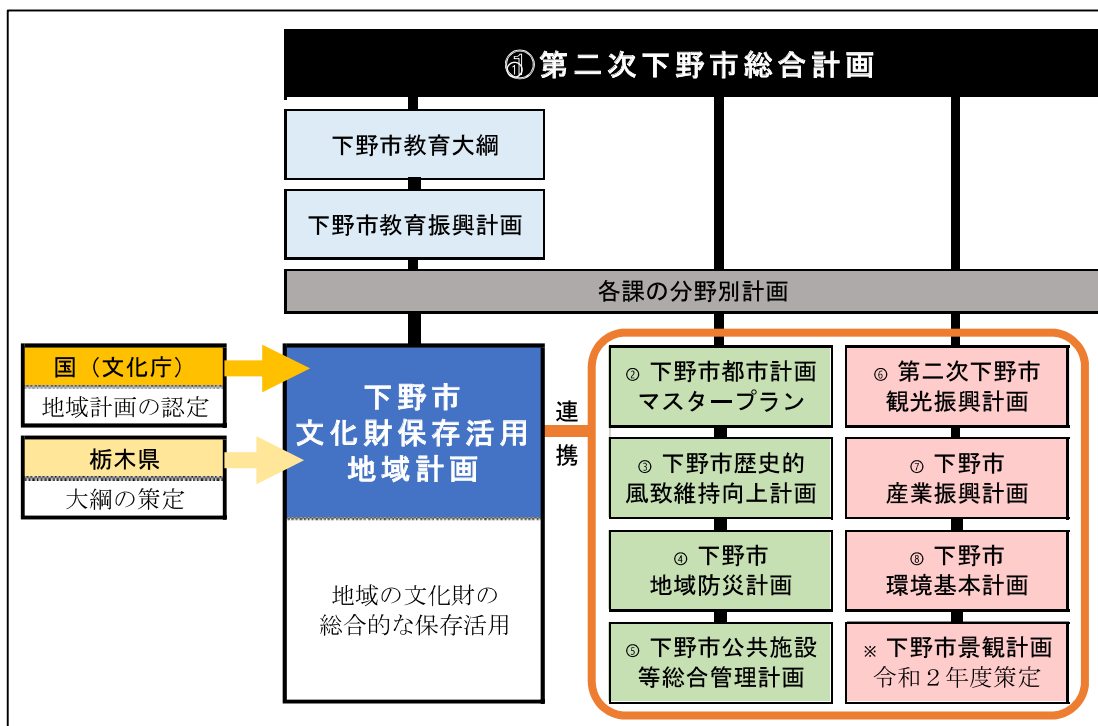
本市の最上位計画は、平成 28 年（2016）3月に策定された『第二次下野市総合計画』であり、同年3月に定めた『下野市教育大綱』・『下野市教育振興計画』（計画期間：平成 28 年度～32 年度）は、本市の教育分野の中長期的な方針であり、基本計画である。

「**下野市教育大綱**」 下野市の教育目標や施策の根本となる方針について定めるものであり、地域の実情を反映した教育、学術及び文化の振興に必要なさまざまな施策を展開する上での指針。

「**下野市教育振興計画**」 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興計画として、平成 25 年（2013）6月に作成された「国の教育振興基本計画（第 2 期）」を参酌しつつ、本市の教育振興を図るために定める基本的な計画。

このほか、商工観光課では、平成 31 年（2019）に『第二次下野市観光振興計画』、環境課において平成 30 年（2018）に『下野市環境基本計画』を改訂しており、教育委員会以外の視点から下野市の文化財に関する魅力的な情報の発信や環境の保護等について検討がなされている。また、都市計画課では平成 29 年（2017）に『下野市都市計画マスタープラン』を改定し、本市の特徴ある景観の保全、観光資源への活用を推進するために景観計画の策定を進めている。

地域計画はこれらを上位・関連計画として位置づけ、整合性を図り、文化財保護の分野における総合的な指針かつ具体的な施策の方向性を示すものである。地域計画のもとに個別の文化財保護関連施策を推進するとともに、他の分野の関連計画と連携し、横断的な施策への取組や事業も展開していく。



文化財保存活用地域計画の行政的位置づけ

(2) 関連計画・事業

④第二次下野市総合計画

作成年月：平成 28 年（2016）3 月、計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度

基本構想・基本計画（前期基本計画：平成 28 年度から令和 2 年度）・実施計画から構成される。市の将来像を「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市 ～人・自然・文化が織りなす知恵と協働でつくる下野市～」、まちづくりの基本理念を「人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市」と定め、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼としている。

前期基本計画の分野別に掲げた 6 つの基本目標のうち、教育文化における目標は「目標 2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」で、豊かな自然環境や歴史ある文化の継承と活用による学ぶ機会の創出により、元気な市民が集い、生き活きと活動するまちを目指している。さらに「目標 4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり」と定められており、産業振興や地域資源の活用について定められている。

【基本構想】

第 4 章 下野市の強みと弱み

栃木県の歴史を語る上で重要な史跡が残されています。

- ・市内で約 1 万 2 千年前の人々が定住したことがわかる遺跡が発見され、5 世紀後半には複数の大型前方後円墳が造られ、8 世紀には古代東国における行政・文化の中心地として下野薬師寺・下野国分寺・尼寺が建立されました。江戸時代には五街道の一つである日光街道の宿場町（小金井宿・石橋宿）が栄え、小金井一里塚も古代寺院跡とともに国史跡として保存されています。これらの歴史を活かし、子どもたちの誇りや愛着につながるよう、貴重な文化財を次世代に継承するとともに観光資源として活用することが必要です。

第 8 章 施策大綱

[産業観光]目標 4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

- ・第 1 次産業から第 3 次産業までの各産業が連携し、地域での雇用の創出と観光による交流が生まれるまちを目指します。
- ・具体的には、全国一の生産量を誇るかんぴょうをはじめ、米麦や露地野菜、施設園芸、畜産などを中心に農業振興を図り、多様な産業の連携による 6 次産業化を図るとともに、工業・商業の振興による雇用の創出を図ります。
- ・自然・歴史・文化などの地域資源に更なる磨きをかけるとともに、下野ブランドの充実に取組、新たな観光資源の掘り起こしなどの観光振興を図り、シティセールスを推進します。

【前期基本計画】

第 4 章 施策概要

基本施策 4－3 魅力あふれる観光まちづくり

5 年間で目指すべき姿「多彩で魅力的な地域資源を活かした観光まちづくり」

- ・本市には下野薬師寺跡や下野国分寺跡などの国指定史跡や姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールとの交流に起因したグリムの館、更に広域交流拠点となる道の駅しもつけなど魅力的な地域資源が多数あります。これら個々の魅力向上を推進するとともに、誘客を図るための積極的な情報発信や点在する地域資源の連携による新たな観光を創出する必要があります。また、市民や関係団体と連携した、協働による観光振興が重要となっています。

②下野市都市計画マスタープラン

作成年月：平成29年（2017）3月改定、計画期間：平成29年度～令和7年度

本市の将来都市像を「快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり」とし、総合計画の分野別計画として、市の都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業、保全）に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定めている。

改訂版では、JR3駅を中心としたコンパクトシティの形成、市役所庁舎周辺の計画的なまちづくり、広域交通ネットワークを活かした産業拠点づくり、北関東自動車道スマートIC設置等の新たな目標を位置づけるとともに、これまで取り組んできた都市計画分野の取組についても一層の充実を目指している。

第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系整備の基本方針
3. 居住環境整備の基本方針
4. 自然環境の保全・活用の基本方針
5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針

【基本的な考え方】

- ・地域遺産の活用による歴史・文化の感じられる景観の保全など、本市が誇る豊かな景観として保全を図ります。
- ・市街地や集落においては、自然環境や歴史・文化などの地域遺産と調和した本市独自の魅力ある都市的景観の形成を図ります。
- ・景観形成においては、市民・行政の「協働」を基本に、景観資源とそれらを守り育てる活動による総合的な取組を図り、本市の魅力ある景観の持続的な維持・向上を目指します。

【実現方策】（第6章）

- ・歴史まちづくり法に基づく施策（「下野市歴史文化基本構想」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の作成）
- ・景観法に基づく施策（景観行政団体の指定、「景観計画」の作成）
- ・社会資本整備総合交付金
- ・風致地区

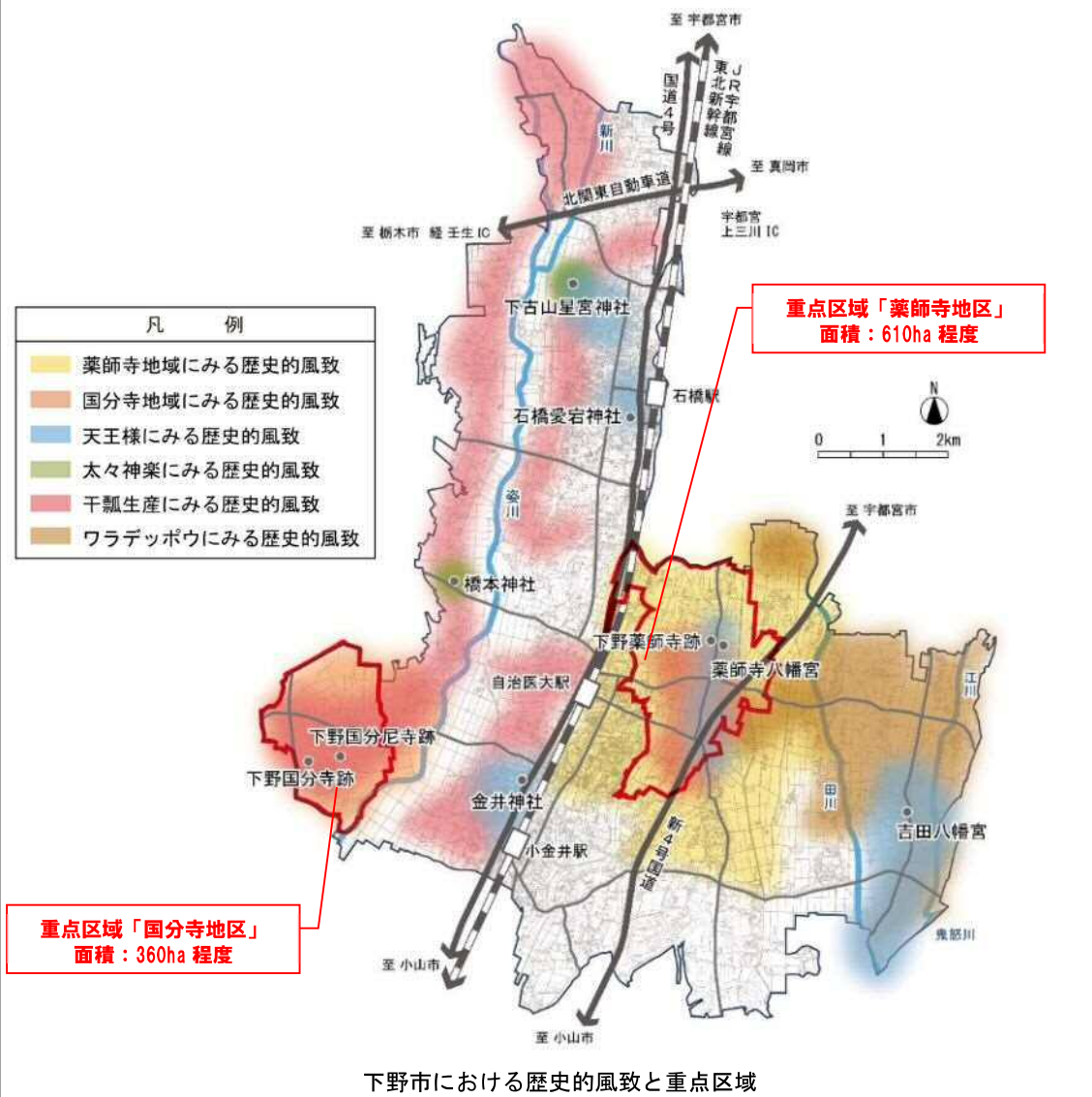
③下野市歴史的風致維持向上計画

作成年月：平成 31 年（2019）3 月、計画期間：平成 31 年度～令和 9 年度

本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づいて本市に残る祭礼等の伝統行事の保存と継承、文化財を活かしたまちづくりを推進することを目的として作成された。この計画では、市長部局の都市計画課と教育委員会事務局文化財課が連携し、市で設定した歴史的風致が残されている地域を中心に景観やまちづくりに関する事業を展開していく。

第 4 章 重点区域の位置及び範囲

1. 歴史的風致の分布



④下野市地域防災計画

作成年月：平成28年（2016）3月改訂

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び下野市防災会議条例（平成18年条例第17号）第2条の規定に基づき下野市防災会議が作成する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めている。

3. 第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編**2** <2. 応急>第17節 文教施設等応急対策

文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

5 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

- ・文化財所有者（防火管理者を置くことは防火管理者）を通報責任者とする
- ・災害発生時は直ちに被害状況を市教育委員会に通報する
- ・市教育委員会は、被害状況を速やかに県に報告し、被災状況によって係員の派遣を求める

(2) 災害状況の調査、復旧対策

- ・市教育委員会は、災害発生の場合、文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する
- ・被害状況の詳細を調査し、復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する

2 <3. 復旧・復興>第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

- ・公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業

文化財

(3) 文教施設等災害復旧事業

2 <4. 火災・事項>第1節 火災対策

3 火災に対する建築物等の安全化

(2) 文化財等の安全対策の推進

- ・市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、安全対策の推進を図る
- ア 文化財等の所有者又は管理団体又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う
- イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る
- ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る

⑤下野市公共施設等総合管理計画

作成年月：平成 29 年（2017）、計画期間：平成 29 年度～令和 28 年度

国の『インフラ長寿命化基本計画』に対する下野市の行動計画。下野市の将来的な人口・財政状況を見通して、下野市が管理する学校、庁舎などの公共施設や道路、下水道などの都市基盤施設等の総合的かつ計画的な更新・統廃合・長寿命化に取り組むため策定された。

文化財に係る公共施設である、文化施設や公園施設等についても方針が示されている。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

6. 公園施設

- ・大光寺児童公園(便所)、下石橋児童公園(便所)、石橋中央公園(便所)、笹根公園(便所)、天平の丘公園(資料館、研修棟、野外ステージ、便所等)、柴公園(便所)の6施設については、築30年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・別処山公園、祇園原公園、諏訪山公園及び蔓巻公園については、研修施設やスポーツ施設を兼ねていることから、受益者負担のあり方の検討が必要です。

9. 社会教育施設

- ・南河内公民館、石橋公民館、国分寺公民館、南河内図書館、国分寺図書館が築30年を経過しており、老朽化に伴う安全性の確保や施設の効率的な修繕・更新等が必要です。
- ・国分寺図書館、石橋図書館以外の施設についても、今後、民間活用や市民協働といった手法を取り入れ、維持管理・運営の効率化を図っていくことが必要です。
- ・利用料収入が発生する公民館については、使用料の見直しに伴う利用動向等を踏まえて受益者負担の適正化を図っていくことが必要です。
- ・南河内公民館、南河内東公民館、生涯学習情報センターは、地域のニーズや利用状況に応じ、統廃合や諸室機能の見直し等を行い、稼働率を上げていく必要があります。

10. 文化施設

【対象】下野薬師寺歴史館（直営）、国分寺跡発掘調査倉庫（直営）、グリムの館（指定管理）、しもつけ風土記の丘資料館（直営）

- ・グリムの館は指定管理者制度の導入、稼働率の向上、利用者の増加など、施設の効率的な運営がすでになされている状況ですが、市民アンケート結果からは、一部の市民のみの利用である状況や、施設の優先度に関して市民の関心が低い状況であることから、受益者負担のあり方について検討が必要です。

【用途別基本方針（文化施設）】

- ・文化施設機能の維持を基本に、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図ります。
- ・文化財倉庫（国分寺跡発掘調査倉庫）は、他施設の空きスペースの活用など、移転統合を図ります。

⑥第二次下野市観光振興計画

作成年月：平成31年（2019）改定、計画期間：平成31年度～令和5年度

平成30年（2018）7月から「下野市観光振興計画（第二次）作成委員会」を開催し、令和2年（2020）開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド効果、令和4年（2022）開催の第77回国民体育大会「いちご一会栃木国体」による交流人口の増加を見据え、下野市の観光にかかる課題、基本方針、各施策等について協議・検討を重ねて計画案を作成し、パブリックコメントによる意見聴取等を経て、策定した。

新旧の観光資源の連携・ネットワーク化を図り、「来訪者が何度でも訪れたい観光の創出」を基本方針とする。

現在の観光事業の課題

- 課題1：観光資源と連携した新たな事業の創出
- 課題2：近隣市町との連携
- 課題3：天平の丘公園の再整備
- 課題4：歴史文化資源を活用した観光振興
- 課題5：インバウンドへの対応

観光振興における施策体系

- 基本施策1「魅力ある観光の推進」
 - 施策1-1：観光プロモーションの推進
 - 施策1-2：観光協会の充実・強化【重点施策】
 - 施策1-3：観光施設の環境整備・充実
 - 施策1-4：郷土愛の醸成
- 基本施策2「観光資源の創出」
 - 施策2-1：新たな観光資源の開拓【重点施策】
 - 施策2-2：下野ブランドの拡充・活用
 - 施策2-3：広域観光との連携・推進
- 基本施策3「インバウンド対策」
 - 施策3-1：インバウンド対策



歴史遺産と観光関連施設分布マップ

⑦下野市産業振興計画

作成年月：平成 27 年（2015） 3 月、計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度

本市の産業の現状把握と分析から導き出された課題の解決に向け、本市の特色を活かし、市民や事業者をはじめ、多様な主体と連携協力して市内産業を守り・育て、新たな産業を育むことにより、地域の活性化を図ることを目的として策定された。

第 5 章 これからの産業振興と具体的な取組

- ・基本目標 1 商工業の基盤強化・活性化
- ・基本目標 2 新たな産業の誘致・育成
- ・基本目標 3 地域ブランドの創出・展開

（1）農商工連携による下野ブランドの展開

これまで下野ブランドの認定を行ってきましたが、地域イメージアップのためには、さらなるステップアップが必要です。このため、販売の商業、加工の工業が連携し、これまで以上に人気を得られる下野ブランドを継続して創出する必要があります。また、認定した下野ブランドの認知度を一層高める取組を進めます。

[個別施策]

- ・かんびょうの消費拡大支援事業の継続推進
- ・農村生活研究グループ協議会の活動支援
- ・道の駅しもつけを本市のシティセールス拠点として整備推進
- ・かんびょうまつりなどのイベント開催による地域振興
- ・花畑景観事業による憩いの場の提供

（2）観光事業との連携・推進

本市のシティセールスを図り、地域ブランド力を高めるためには、着地型観光事業をはじめとした観光事業の振興による、情報発信、事業展開を図ることが必要です。このため、ストーリー性のある周遊ルートの創設や既存の観光ルートの再構築により、地域の魅力・ブランド力を高めます。

[個別施策]

- ・地域資源を有効活用したマップ等の作成
- ・観光自転車の利用拡充による観光スポットへのアクセスの向上
- ・観光協会等との連携

[国・県等の関連施策]

- ・文化遺産を活かした地域活性化事業【文化庁】
- ・観光まちづくり支援事業【栃木県】
- ・多言語化観光案内板等整備支援事業【栃木県】

- ・基本目標 4 雇用・就業機会の拡充

⑧下野市環境基本計画

作成年月：平成27年（2015）3月、計画期間：平成27年度～平成31年度

本市の産業の現状把握と分析から導き出された課題の解決に向け、本市の特色を活かし、市民や事業者をはじめ、多様な主体と連携協力して市内産業を守り・育て、新たな産業を育むことにより、地域の活性化を図ることを目的として策定された。

第5章 これからの産業振興と具体的な取組

- ・基本目標1 商工業の基盤強化・活性化
- ・基本目標2 新たな産業の誘致・育成
- ・基本目標3 地域ブランドの創出・展開

（1）農商工連携による下野ブランドの展開

これまで下野ブランドの認定を行ってきましたが、地域イメージアップのためには、さらなるステップアップが必要です。このため、販売の商業、加工の工業が連携し、これまで以上に人気を得られる下野ブランドを継続して創出する必要があります。また、認定した下野ブランドの認知度を一層高める取組を進めます。

[個別施策]

- ・かんびょうの消費拡大支援事業の継続推進
- ・農村生活研究グループ協議会の活動支援
- ・道の駅しもつけを本市のシティセールス拠点として整備推進
- ・かんびょうまつりなどのイベント開催による地域振興
- ・花畑景観事業による憩いの場の提供

（2）観光事業との連携・推進

本市のシティセールスを図り、地域ブランド力を高めるためには、着地型観光事業をはじめとした観光事業の振興による、情報発信、事業展開を図ることが必要です。このため、ストーリー性のある周遊ルートの創設や既存の観光ルートの再構築により、地域の魅力・ブランド力を高めます。

[個別施策]

- ・地域資源を有効活用したマップ等の作成
- ・観光自転車の利用拡充による観光スポットへのアクセスの向上
- ・観光協会等との連携

[国・県等の関連施策]

- ・文化遺産を活かした地域活性化事業【文化庁】
- ・観光まちづくり支援事業【栃木県】
- ・多言語化観光案内板等整備支援事業【栃木県】

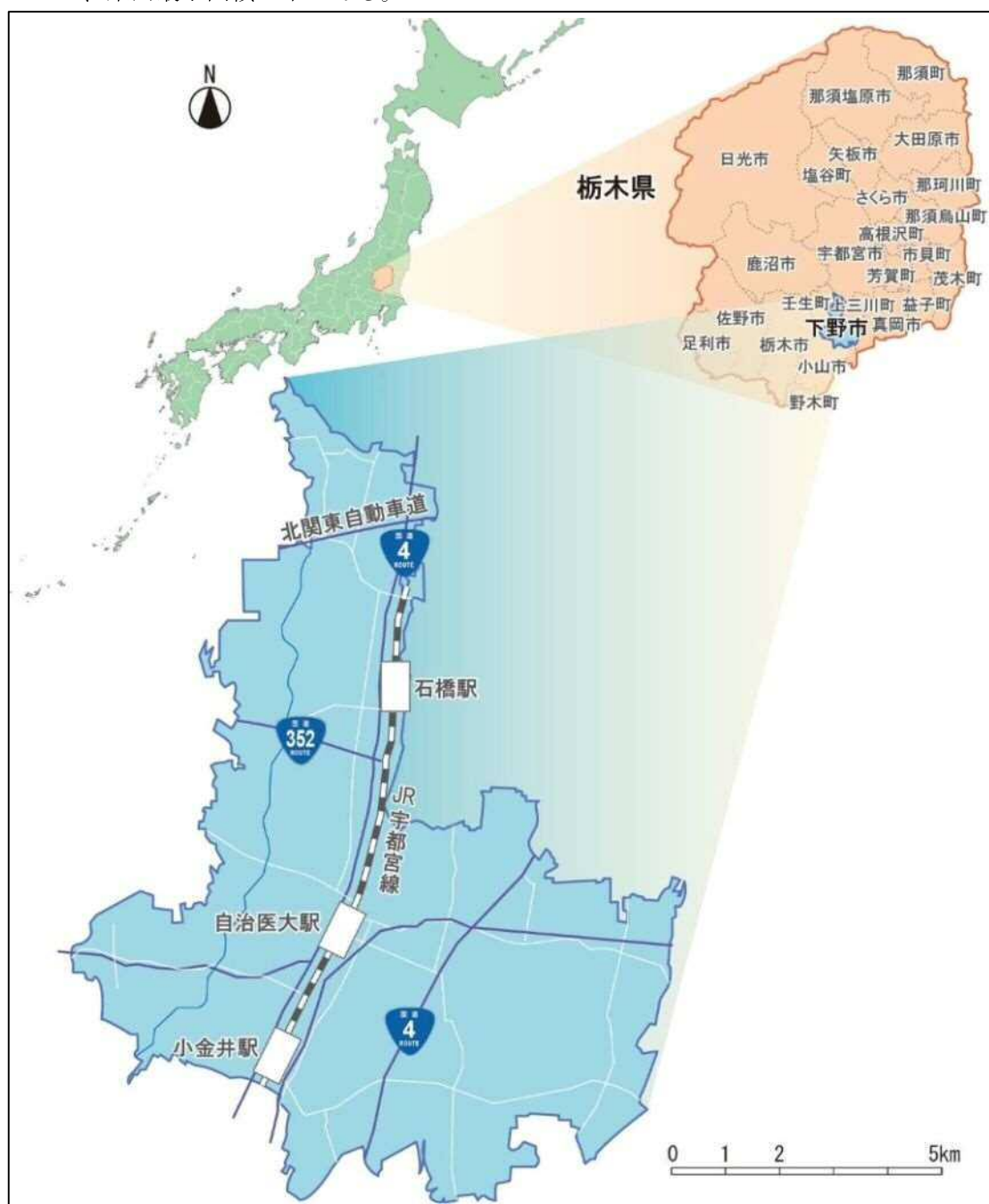
- ・基本目標4 雇用・就業機会の拡充

第2章 下野市の概要

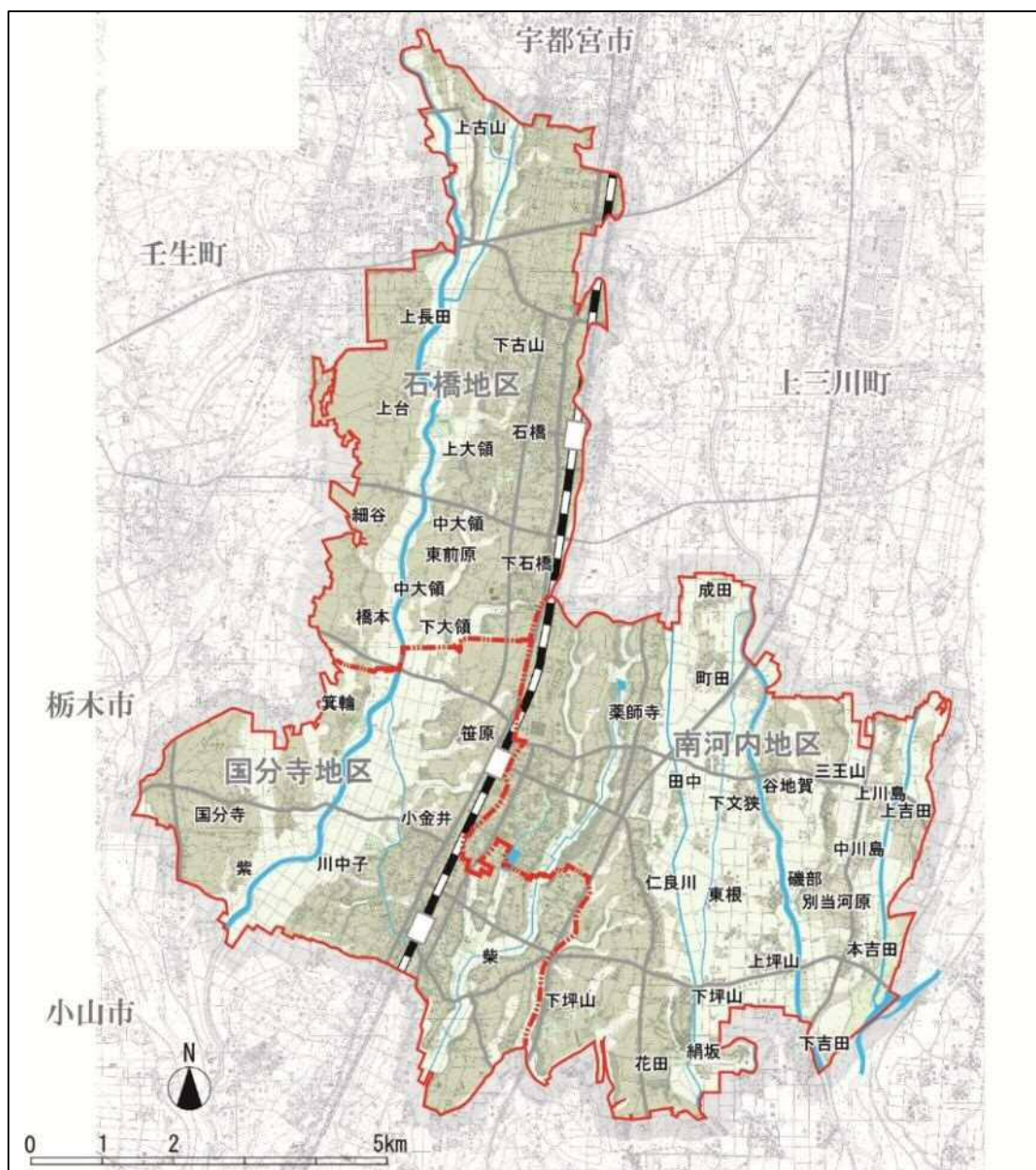
1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり首都圏の一端を構成している。北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市(旧二宮町)と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、市域は南北約15.2km、東西約11.5km、面積は74.59km²で、県内最小面積の市である。



下野市の位置



下野市の地名

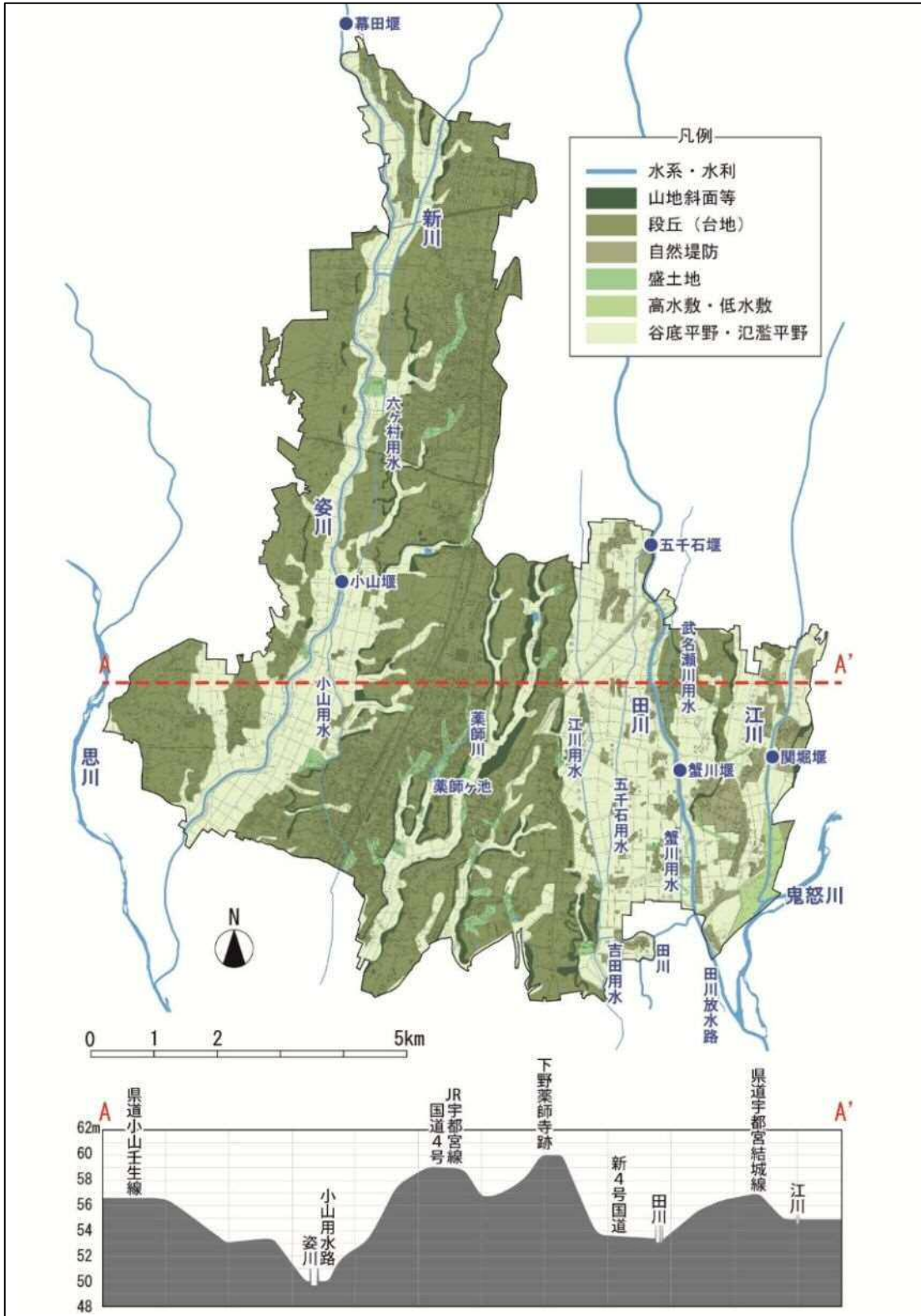
(2) 地形・地質

栃木県中央部の低地は、南へ緩やかに傾斜し、南部は関東平野の北縁に連なっている。下野市全域の地形をみても南へ緩やかに傾斜している。

市内の西に新川、姿川、東に日光連山を源流とする田川、江川、江川が合流する鬼怒川が南流しており、その河川に沿って谷底平野や氾濫平野が、その低地の縁に沿って自然堤防や段丘等の台地が形成されている。これらの河川を下ると利根川水系となる。

古代から、サケ・コイ・フナ・ウナギ・ナマズ・ウグイ・オイカワなどの漁撈の場として利用され、姿川には江戸時代の通船の記録もあり、水運としても利用されていた。江戸時代以降、これらの河川には農業用水や堰が設けられた。鬼怒川、田川に五千石用水、

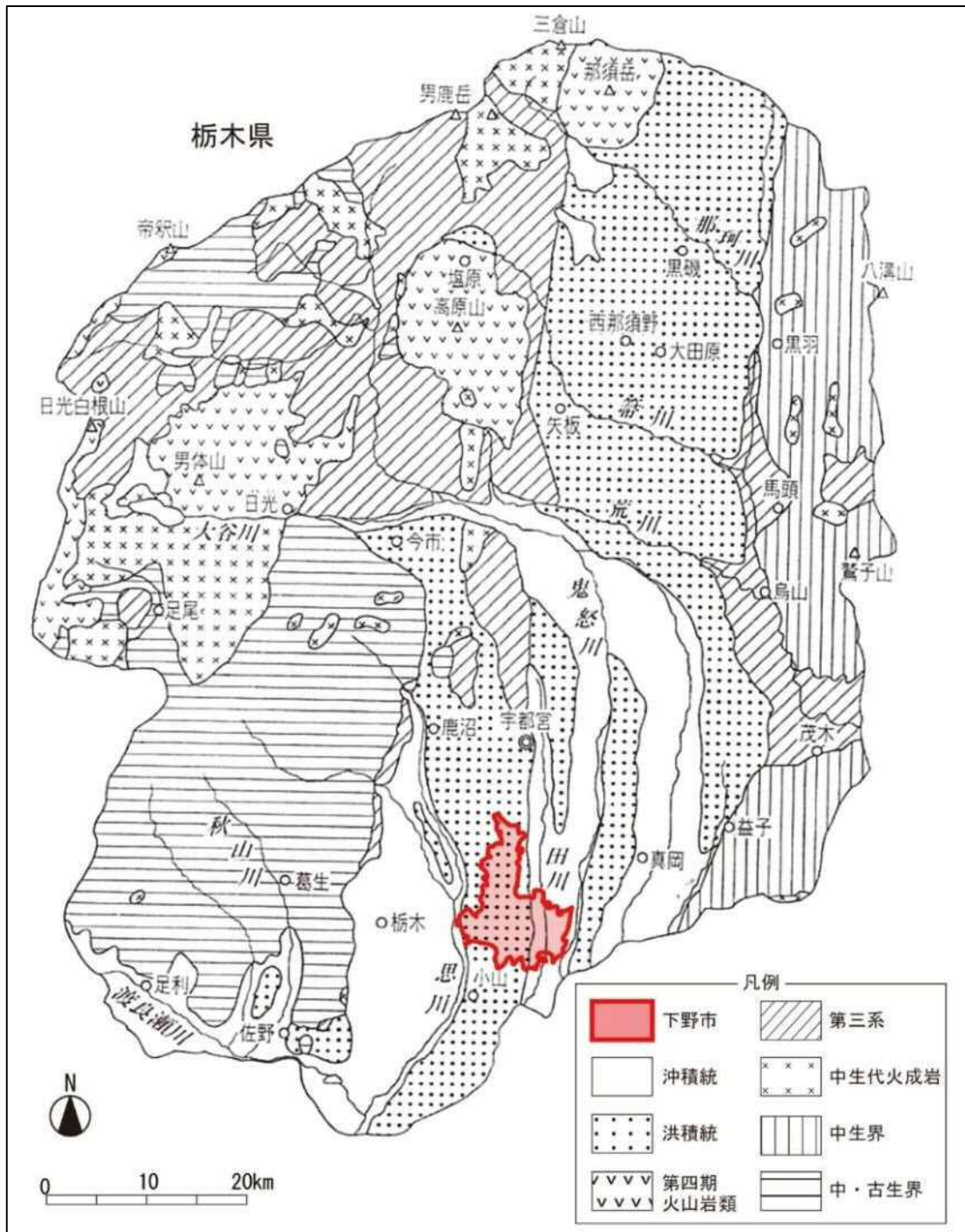
武名瀬川用水など 10 以上の用水と 8 か所の取水堰が設けられた。娑川には、旧石橋町地内に六ヶ村用水など 8 つの用水、旧国分寺町地内には小山用水などが設けられた。その他、薬師ヶ池・薬師川は、大雨時の排水路や調整池の機能を持っている。



下野市の地形

栃木県にみられる主な地層は、古・中生代の堆積岩や火成岩と新生代第三紀の火山活動に伴う凝灰岩類（宇都宮市の大谷石等）、その後の第四紀に河川や海の堆積作用によって形成された砂礫層、それに降下火山灰からなる関東ローム層（黒色の火山灰土）である。関東ローム層による土壌は排水が良く、干瓢の原料である夕顔の栽培に適している。

下野市には、台地上に第四紀の更新世に形成された洪積層がみられるほか、河川沿いの低地には、河川の働きにより堆積した土砂層である沖積層が広がっている。



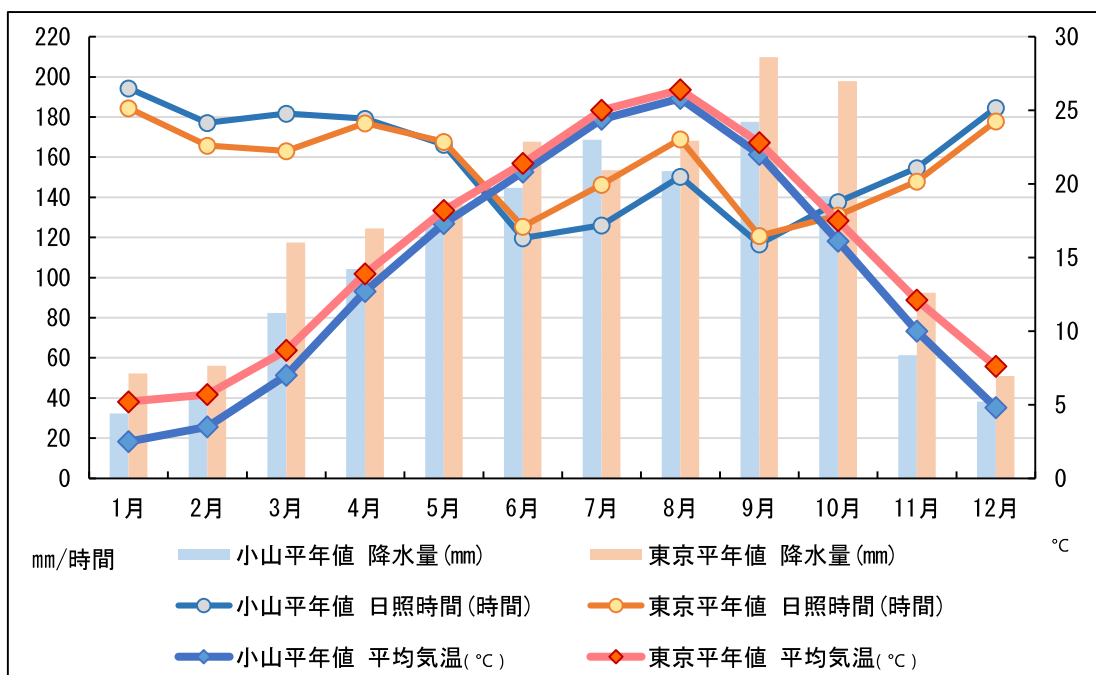
栃木県の地質

/下野地理学会編『日曜の地学（9）栃木の地質をめぐって』（築地書館、1979）に下野市の位置を記載

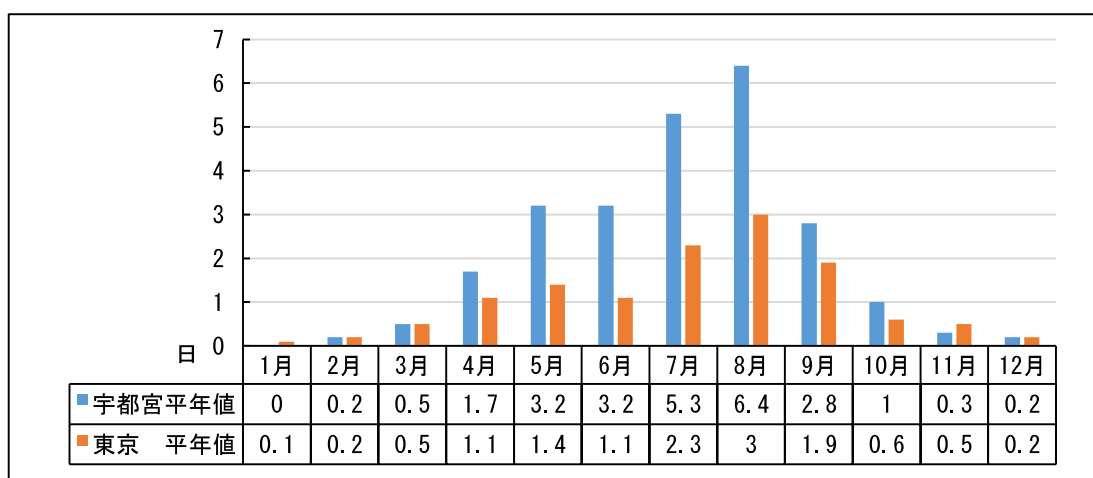
(3) 気候

本市の年平均気温は約 14℃、年平均降水量は約 1,300mm（隣接する小山市のデータ）であり、夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帯びた温暖な気候で、積雪はほとんどなく、台風等の被害も比較的少ない地域である。

夏季は、気温の上昇により積乱雲が発達して雷が多く発生する。8月から9月にかけて降水量が多く、湿度が高いことが特徴である。この時期の雷雨は、干瓢の原料である夕顔にとっても、地面を冷ひやし、水分が実を太らせて成長を促す好条件となる。冬季は、海から離れているため日中と夜間の気温差が大きく、北西から季節風が吹くため、平地でも氷点下になる日が多い。また、冬季は日照時間が長いという特徴もある。



小山・東京の月別降水量・日照時間・気温の平均値／気象庁「過去の気象データ」を基に作成※

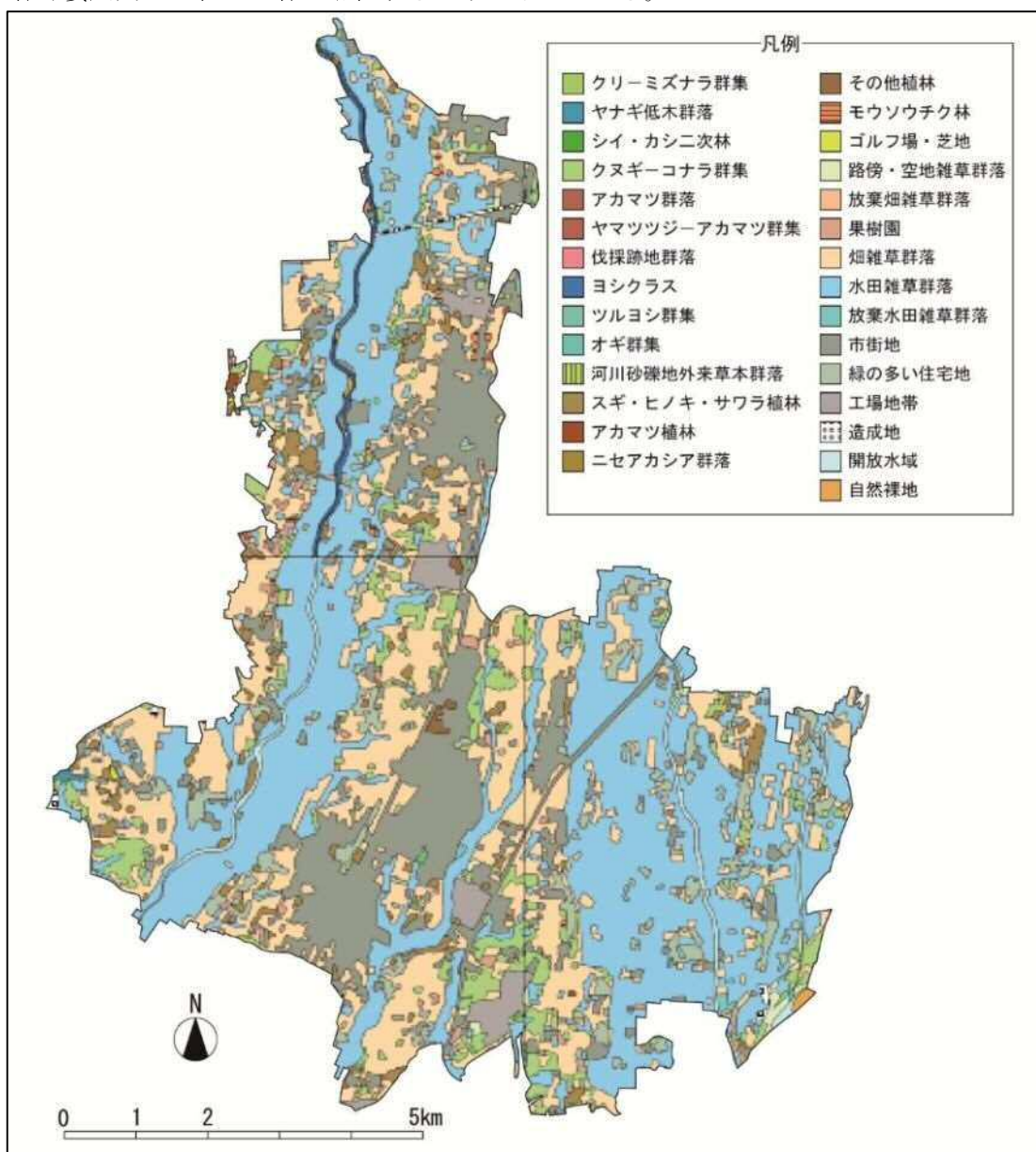


宇都宮・東京の雷日数の平均値／気象庁「過去の気象データ」を基に作成※

※ 昭和 56 年（1981）～平成 22 年（2010）の 30 年間の観測値の平均をもとに算出

(4) 植生

本市域は暖帯常緑広葉樹林帯に属するが、一部地域には団体落葉樹林帯の植物も入り込んでいる。暖帯常緑広葉樹林は関東平野の主要部に広く分布し、アラカシ、シラカシ、シイ等の樹木が中心である。照葉樹林または暖温带林と呼ばれ、略してカシ、シイ帯ともいわれる。市内の東西に流れる河川に沿って低地には水田、河岸段丘上には畑地、台地には雑木林が広がり街道を中心に集落が形成された。雑木林は薪や炭等の燃料や堆肥の供給源として利用されて人々の生活と深いつながりを持っていたが、石油やガス、化学肥料の普及によって次第に雑木林が利用されなくなった。また、人口増加に伴い市街地化が進んだことで雑木林が住宅地や工場敷地、道路へと変わり、現在は神社や寺院の境内林や姿川周辺の台地に林が点在するのみとなっている。



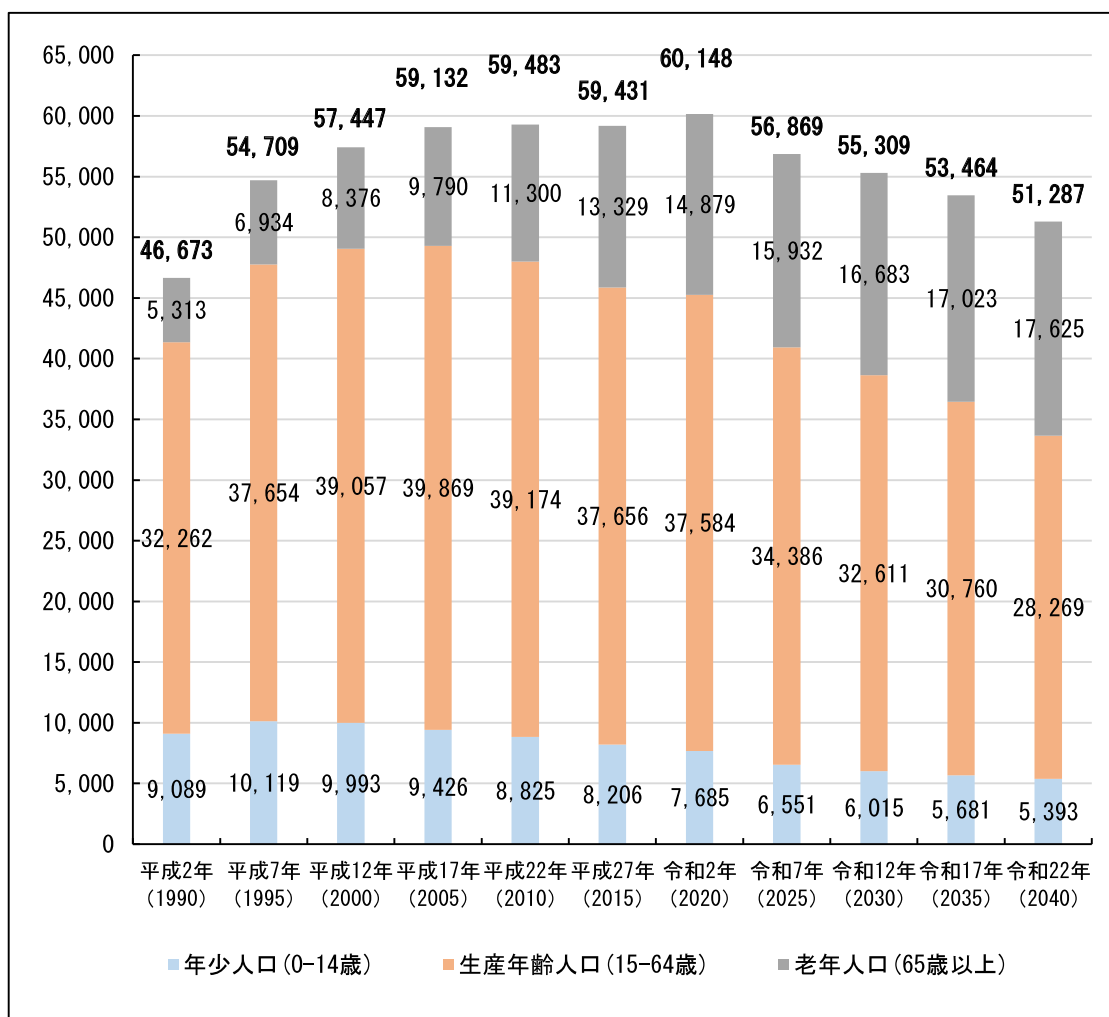
下野市の植生／1/2万5千植生図 GIS データ(環境省生物多様性センター) を基に作成・加工
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

2. 社会的状況

(1) 人口動態

下野市の総人口は、平成29年(2017)時点で60,338人である。平成2年(1990)以降は人口が急増し、平成22年(2010)まではゆるやかな増加傾向にあったが、平成22年(2010)に人口減少に転じ、その後は減少が進行すると推測されたものの平成27年(2015)から令和2年(2020)にかけて微増している。国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、令和22年(2040)時点で51,287人と推計されており、今後は、人口減少が進行していくことが予想されている。

年齢3区分別人口をみると、平成27年(2015)時点で、年少人口(0-14歳)が8,206人(13.9%)、生産年齢人口(15-64歳)が37,656人(63.6%)、老年人口(65歳以上)が13,329人(22.5%)となっている。今後は、老年人口の増加、生産年齢人口の減少が予想されており、少子高齢化が進むと考えられている。



下野市の人口数の推移/平成2~27年：国勢調査、令和2年：下野市年齢別人口統計（令和元年9月、令和2年3月更新）、令和7~22年：『下野市人口ビジョン』の将来推計より作成

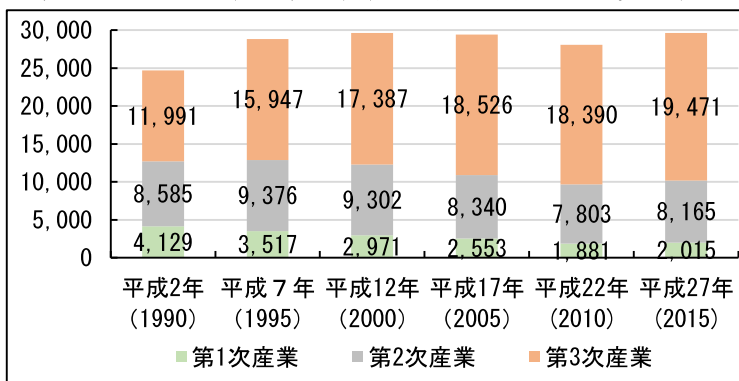
(2) 産業

本市の主要産業は、全国地を分母とした産業特化係数からみると、農業、製造業、医療・福祉、65歳以上の鉱業等である。

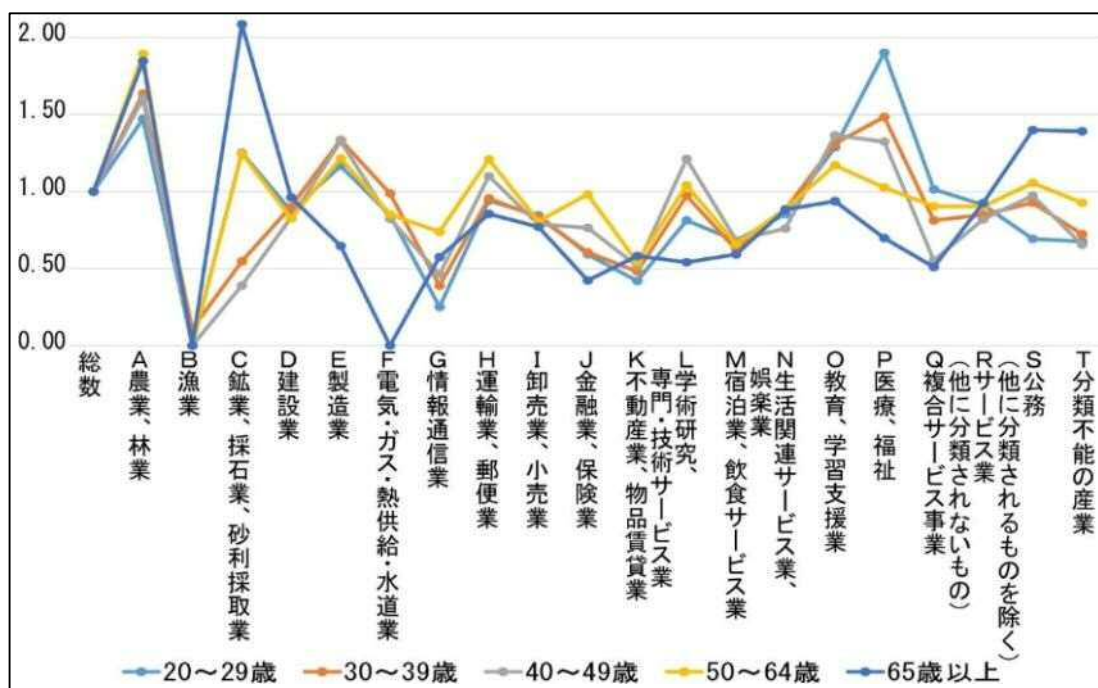
農業では、立地条件を生かした都市近郊農業により、露地野菜、施設園芸を営むとともに、畜産業との複合経営も実施している。とくに合併以来、干瓢は生産量日本一を誇る。

製造業では、首都に近く幹線道路、鉄道等の交通条件に恵まれていることを活かし、輸送用機械器具製造業、食料品、プラスチック製品、金属製品等の工場がある。近年は物流拠点としての発展にも期待されている。

商業における小売店舗数・小売従業者数は、減少傾向にある。小売店舗数の減少が市街地・商店街での空き店舗の増加を招き、活気が失われる原因となっている。



下野市の産業別就業人口の推移



全国地を分母とした産業特化係数/『下野市人口ビジョン』より

(3) 土地利用

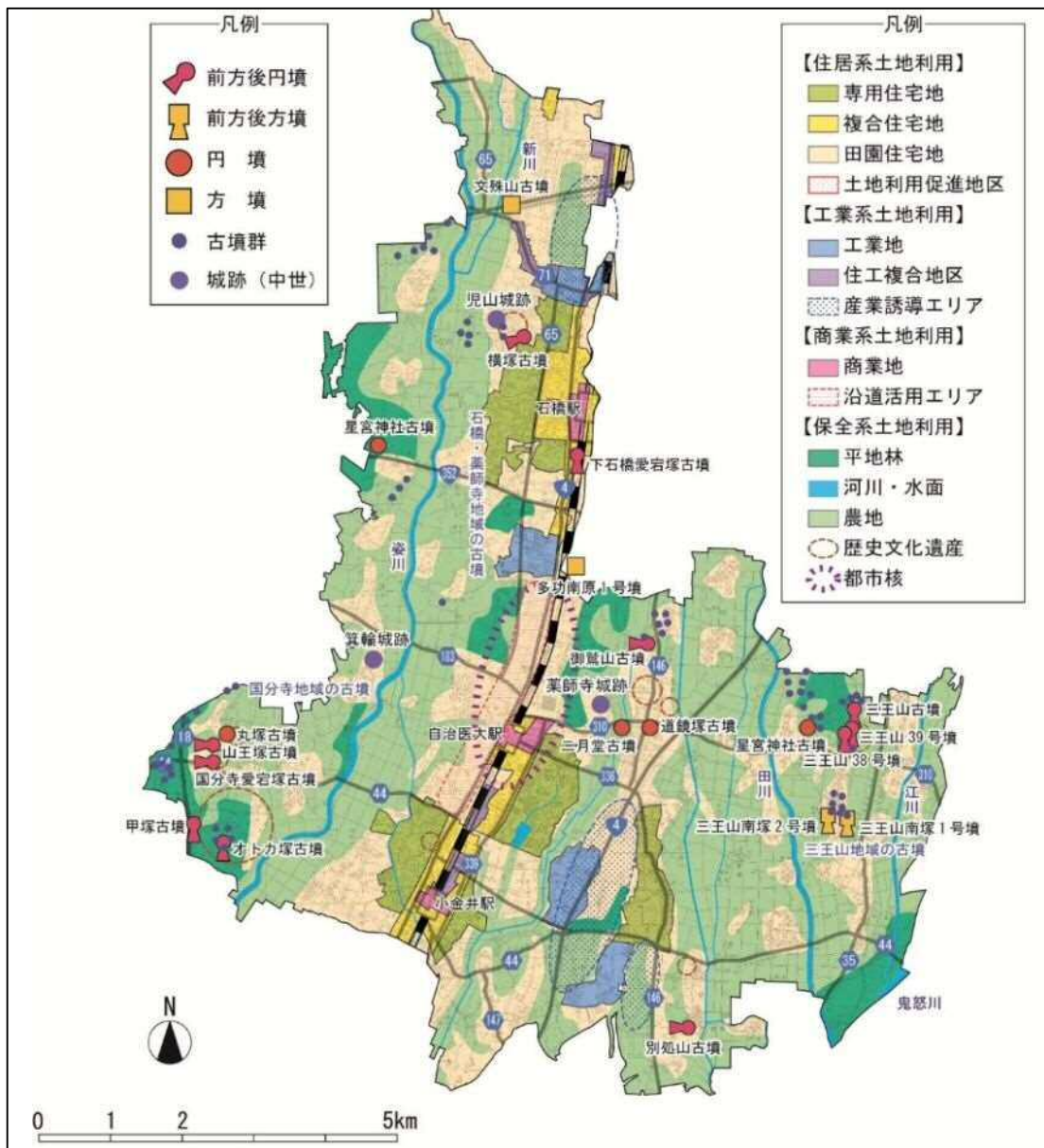
本市の東部には鬼怒川と田川、西部には思川と姿川が南流しており、その周辺には田園環境が広がっている。河川に接する低地は水田として利用され、低地と対になる台地には根菜類等の商品作物のほか、生産開始から300年の歴史を持つ干瓢の原料となる夕顔畑が広がっている。夕顔の作付けにおいて、堆肥の原料となる落ち葉の供給元であ

平地林が不可欠であり、現在も畑地の周辺には、クヌギ・クリ等の落葉広葉樹を主とする平地林が広がっている。平地林は、古墳や中世城跡を起源にしていることが多い。

第二次国土利用計画下野市計画における平成 26 年（2014）時点の土地利用の状況は、農地が 61.0%、森林が 4.6%、水面・河川・水路が 5.4%、道路が 8.6%、宅地が 20.4% となっている。

市全域の 74.59 km² が都市計画区域で、市街化区域が 9.82 km²、市街化調整区域が 64.77 km² である。土地利用の半分以上が農地で占められており、宅地は石橋駅・自治医大駅・小金井駅周辺の市街地と、古来より宅地として利用されている河川に近い台地の端部に集中している。

土地利用を平成 18 年（2005）の合併時と現状で比較すると、農地や森林等が微減し、宅地等の都市的な利用が増加している様子がみられる。



下野市の土地利用/「下野市都市計画マスタープラン」土地利用の基本方針図に古墳等の位置を記載

(4) 交通

本市には、国道4号、新4号国道、J R宇都宮線等の首都圏を結ぶ大動脈が南北に通っている。自治医大駅から東北自動車道栃木インターチェンジまで約30分で移動することが可能である。近年は、北関東自動車道が開通し、2つのインターチェンジ（壬生、宇都宮上三川）が供用開始されたことにより、交通の利便性が増している。

また、本市はJ R宇都宮線に小金井駅・自治医大駅・石橋駅の3駅を有し、都心まで快速で約70分の通勤圏にあり、小山から新幹線利用で約40分の距離にある。小金井駅は、始発、終着駅として首都圏への通勤・通学の利便性に特に優れている。近年は、J R宇都宮線と横須賀線を直通運転する湘南新宿ラインや、東海道線と直通運転する上野東京ラインが開通したことにより、交通の利便性はますます高くなっている。



下野市の交通

3. 歴史的背景

(1) 旧石器時代から古墳時代

後期旧石器時代の石器を製作した遺構が JR 宇都宮線自治医大駅の東側台地上や姿川の西岸の後期古墳や下野国分寺・国分尼寺（ともに国指定史跡）が造られた台地上で確認されており、県北の高原山や信州などから運ばれた黒曜石でつくられたナイフ形石器等が出土している。これらのことから、本市でも後期旧石器時代には他地域の人々との交流があったことが分かる。

その後、縄文時代草創期（約 1 万 1 千年前）には、薬師寺稲荷台遺跡から爪形文土器が発見されている。この土器が出土した直径 2 m 程度の円柱形の穴の中からは、爪形文土器と共に栃木市西部で産出するチャート製の石鏃（矢じり）1 点や、石材や石器を加工した際にできる頁岩など他地域から持ち込まれた石材による剥片等が出土している。ただし、縄文時代草創期から前期にかけては、ごく限られた遺跡から土器等が見つかる程度であり、永く定住した人々は少なかったと考えられている。

縄文時代中期以降になると、徐々に集落が確認されるようになり、神ノ内遺跡や国分寺北遺跡、絹板大六天遺跡、西原南遺跡等から竪穴建物跡をはじめとした遺構が発見されており、市内の広範囲に人々が定住を始めたことが分かっている。これらの遺跡からも市内では採集できない多孔質安山岩製の石皿やすり石が多数出土しており、時代を超えて連続と人とモノの交流がおこなわれていたことがわかる。

栃木県内では、これまで確認されている弥生時代の遺跡の数は少なく、古墳時代の集落に比べ規模も小さい。確認されている遺跡の多くは、宇都宮市南部から本市にかけての台地上に多く分布し、三王山では 20 軒を超える後期の竪穴建物跡が確認されている。昭和 40 年代に調査が行われた柴工業団地内遺跡からは、弥生時代後期の再葬墓が確認されている。箕輪城跡から見つかった竪穴建物跡からは、現在の群馬県や茨城県、埼玉県や南関東地域などから運び込まれたと考えられる土器が出土している。このことから弥生時代においても広範囲でより詳細な人とモノの交流があったと考えられている。

三王山地区の朝日観音遺跡からは北関東でも例の少ない鉄剣（全長 30cm）が出土しており、鉄製の武器を権力の象徴とする考え方が統治にも及んでいたことがわかる。

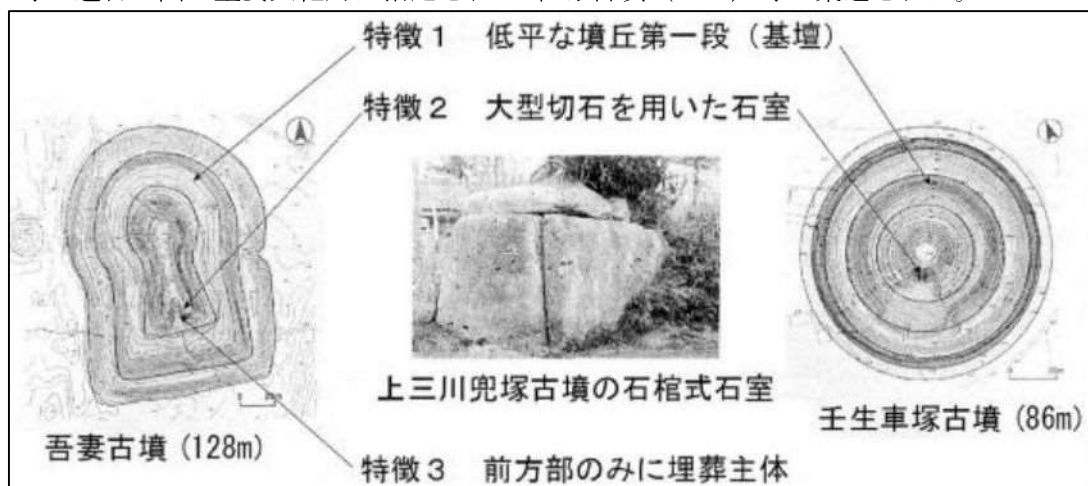


旧石器～弥生時代の主な遺跡の分布図

三王山地区は、4世紀前半頃、弥生時代後期まで集落として使われた台地上に古墳時代前期の古墳群が出現した。中でも前方後方墳である三王山南塚2号墳からは、東海地方の影響を受けた土器類が出土しており、その遺物の年代から関東地方でも最古級の古墳と考えられている。その後、三王山地区の北7.5mには茂原愛宕塚古墳からはじまる茂原古墳群が形成された。河川流域ごとに出現した小勢力は徐々に統合され、5世紀中頃には、笹塚古墳（墳丘長 101m）や塚山古墳（同 98m）など大型の前方後円墳を主とした古墳群が宇都宮南部地域に形成される。

その後、5世紀末から6世紀初頭には、宇都宮南部から変わって姿川と思川に挟まれた地域に首長墓が造られるようになる。この後、両河川の合流点付近には、摩利支天塚古墳・琵琶塚古墳（国指定史跡・小山市）、吾妻古墳（国指定史跡・栃木市・壬生町）など墳丘長が 120m を超える前方後円墳が継続的に造られ、6世紀中葉以降、本市域を中心に思川、姿川、田川流域に前方後円墳（首長墓）が造られるようになる。南河内地区南部（小山市梁古墳群へと続く台地縁辺の古墳群）に所在する別処山古墳からは、墳丘の規模と比較して豪華な副葬品である把頭に青銅の鈴を収めた銀装大刀、三鈴鏡等が出土している（別処山古墳出土遺物、県指定考古資料）。

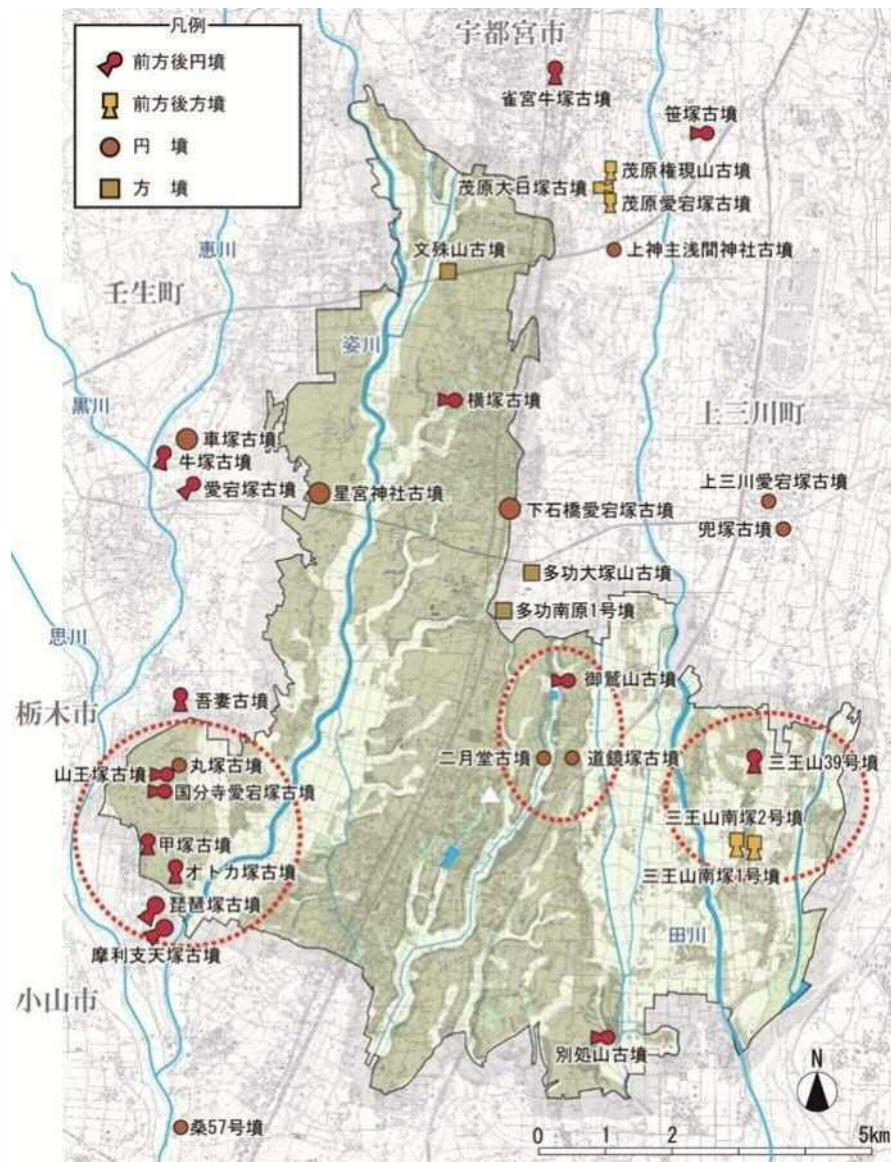
東部の田川流域では墳丘長が 80m 級の前方後円墳である三王山 39 号墳、後に下野薬師寺が建立される薬師寺地区にも同規模の御鷲山古墳が築造された。また、西部の姿川流域の石橋地区には、同規模で墳丘に多数の埴輪群をもつ横塚古墳や金銅製の馬具類とともに墳丘上に埴輪に替わって並べられたと考えられる須恵器甕類の破片が多数出土した同規模の帆立貝形古墳である下石橋愛宕塚古墳が築造された。さらに、後に下野国分寺が建立される国分寺地区には愛宕塚古墳（78m）、山王塚古墳（90m）、出土した埴輪等の遺物が国の重要文化財に指定された甲塚古墳（80m）等が築造された。



「下野型古墳」3つの特徴

これらの古墳は、墳丘の1段目に幅広の平坦面を有し、前方部に凝灰岩の大型切石を使用した横穴式石室を設けるという共通の特徴がみられる。こうした特徴を持つ古墳は、現在、「下野型古墳」と分類・定義されており、下野型古墳は、下野市域を含む南北14km、東西13km一帯という範囲でほぼ同時に築造されていることから各地の首長層が無下に争うことなく共通の意識のもとで連合を組み、「輪番制による地域権力の保持」のような仕組みの表象として、同規模・同形の墳丘を築造したと捉え、これらの総称として「しもつけ古墳群」と呼称している。

7世紀になると列島規模で前方後円墳の築造が停止し、畿内や西日本では大型の墳丘をもつ古墳の築造が終息を迎えるが、東国では大型の円墳や方墳が築造されている。本市域でも7世紀を境にそれまで80m規模に統一されて築造されていた前方後円墳に変わって円墳の築造が行われ、国分寺地区には丸塚古墳（直径58m）、近隣の壬生地域にはこの時期国内最大級の車塚古墳（直径84m）が築造された。この現象は中央と地方の政治動向の捉え方の「差」を示していることと推察される。



下野市周辺の主な古墳の分布図

(2) 飛鳥・奈良・平安時代

645年に起こった政変(乙巳の変)などにより、中央集権国家としての新たな政治体制・機構の構築に伴い、国造制に代わる評制の施行や戸籍の整備など、中央集権化に伴う改革が徐々に進められた。政治システムの変容と連動して、その表象装置としてつくられてきた古墳の築造は終焉を迎え、中央政権に携わる氏族だけでなく地方の有力氏族も寺院の造営に着手した。本市域においてもこの変革の痕跡を確認することができる。7世紀中葉頃に薬師寺地区の北方2kmに県内最大の方墳多功大塚山古墳(1辺53m)や多功南原1号墳(1辺27m)が築造されるが、この古墳の築造終了後、あまり時間を取らずに氏寺としての下野薬師寺が建立されたと想定されることから改めて政治的装置として古墳がもつ意義の変容をうかがうことができ、中央と結びついた各地の有力氏族は一族の勢力を誇示するべく氏寺の造営に着手した。

河内評を本貫とする豪族下毛野氏は、後に大宝律令の制定に関わる下毛野朝臣古麻呂を輩出した有力氏族であり、一族の居宅もしくは行政施設と想定される落内遺跡の隣接地に氏寺として下野薬師寺(国指定史跡)が建立されたと想定されている。

飛鳥時代は、従来の在地単位で用いられた制度から中央集権制への転換を図るため様々な改革が実施された。行政区分として全国に五畿七道が整備され、国ごとに国府が置かれ国府間を結ぶ官道として、当地では東山道が敷設された。下野国では下野国庁(国指定史跡・栃木市)が上野国と陸奥国間の国府として8世紀前半頃に設置された。さらに国の機関を下支えする役所として、郡(評)ごとに官衙(評家。後の郡家)を設置した。それらの行政機能を統括する役職としての評督(後の郡司)に各地の有力豪族を地方官僚として取り込んでいった。

本市の落内遺跡がこの周辺地域では初期の公的施設の可能性が高いが、それに続いて初期の官衙機能を有する施設の可能性が指摘された西下谷田遺跡(宇都宮市)、河内評(郡)家の上神主・茂原官衙遺跡(宇都宮市・上三川町の国指定史跡)、河内郡家の多功遺跡(上三川町)などが設置され、このことから本市周辺が古代の行政機構が集まる重要な地域であったことがわかる。

また、宇都宮南部から壬生町、本市域の落内遺跡など、7世紀後半の遺跡からは多数の新羅系土器が出土している。当時のことを記録した養老4年(720)の『日本書紀』や延暦16(797)年の『続日本紀』にも数回にわたって東国各地や下野国内に渡来系の人々が配置されたことが記されており、これらの出土資料は文献の記載を裏付けている。渡来系の人々は、未開の地を多く保有する地方の開発を目的として移配された集団とみられ、彼らは、製鉄などの金属加工、牛馬の飼育や窯業などの技術に長けていた。創建段階の下野薬師寺の瓦生産をはじめとする造営にも彼らの関与があったものと考えられる。

下毛野氏の氏寺として建立された下野薬師寺は、天平年間には国の機関である「下野薬師寺造寺司」によって官営の寺として改修が進められた。東国では類のない大規模であることから平城京造営に関する技術者の於伊美吉子首を「造寺工」として、また、大和興福寺の瓦工人も下野薬師寺建立のために招聘された。

天平 13 (741) 年の聖武天皇の国分寺建立の詔を受け、8世紀中頃には現在の国分寺地区に下野国分寺・国分尼寺（ともに国指定史跡）の造営が進められた。

天平勝宝 5 (753) 年に唐から鑑真を招聘したことで、僧の資格を得るための正式な受戒が可能となり、翌年には東大寺大仏殿前で聖武上皇以下 400 人の僧侶が受戒した。その後、天平宝字 5 (761) 年には筑紫（現在の福岡県）観世音寺と下野薬師寺にも戒壇が置かれ、後に「本朝三戒壇」と呼ばれた。東大寺には西国から、筑紫観世音寺には九州から、下野薬師寺には東国の僧侶を目指す優秀な人材が集まり、戒律を受けたと考えられている。

また、下野薬師寺は受戒の寺としての役割を果たす一方で、遠国の重要な施設としての格式を持つことから薬師寺僧行信や法王道鏡などの高僧の配流先の一つとしても使われた。

東国の中心寺院として隆盛を極めた下野薬師寺もその後は衰退し、寛治 6 (1092) 年には、下野薬師寺僧慶順が東大寺別当に対して復興を要請するほど荒廃し、その姿は「猪鹿の園」と表記され、官立の施設としての役割は終焉を迎えた。



飛鳥・奈良・平安時代の寺院・官衙跡の分布図



下野薬師寺（CGによる復元）



新羅系角付土器（落内遺跡出土）

(3) 鎌倉時代から戦国時代

鎌倉時代から戦国時代、下野市は北の宇都宮氏と南の小山氏の勢力範囲の境界であったことから、各地に多くの城館が築かれた。また、中世に整備された街道で「うしみち」と呼ばれる鎌倉から下野を経由して陸奥を結んでいた奥大道が整備された。

南河内地区では、小山氏一族の支族である薬師寺氏が薬師寺城を築くが、薬師寺氏の動静は15世紀後半以降不明である。石橋地区では、宇都宮氏の南方の拠点となる多功城（上三川町）の支城として、宇都宮一族の児山氏が児山城（県指定史跡）を築城し、その周囲には複数の小規模の館を配置して防衛ラインを構築した。現在でも土塁と堀の跡が一部残存している箇所や、既に遺構は消失しているが郭内等の館跡の関連性を示唆する地名が残されている。最終的に児山城は、宇都宮氏が改易*となる慶長年間（1596～1615）まで存続したとされている。国分寺地区では、鎌倉初期の小山朝政讓状に「国分寺敷地」と表記されており、現在の下野国分寺・国分尼寺跡一帯が、当時は小山氏一族の支配下に置かれていたことが分かる。

箕輪城は、中世後期以降に築城されたと考えられており、東側に姿川を配置した城の構えであることから東方の敵に備えた城の構造であり、宇都宮方か結城・久下田・下館方からの攻撃に対峙する城であった可能性が高い。

城館以外の中世の遺跡としては、下古館遺跡があり、東西約480m・南北約160m・幅約4mの薬研堀に囲まれ、中央を「うしみち」と呼ばれる道路が通っている。また、宗教施設、祭祀施設、建物等が堀によって区画された遺構が確認された。これらは宿・市または門前市の跡と考えられ、中世の都市構造を示す貴重な遺跡として評価されている。

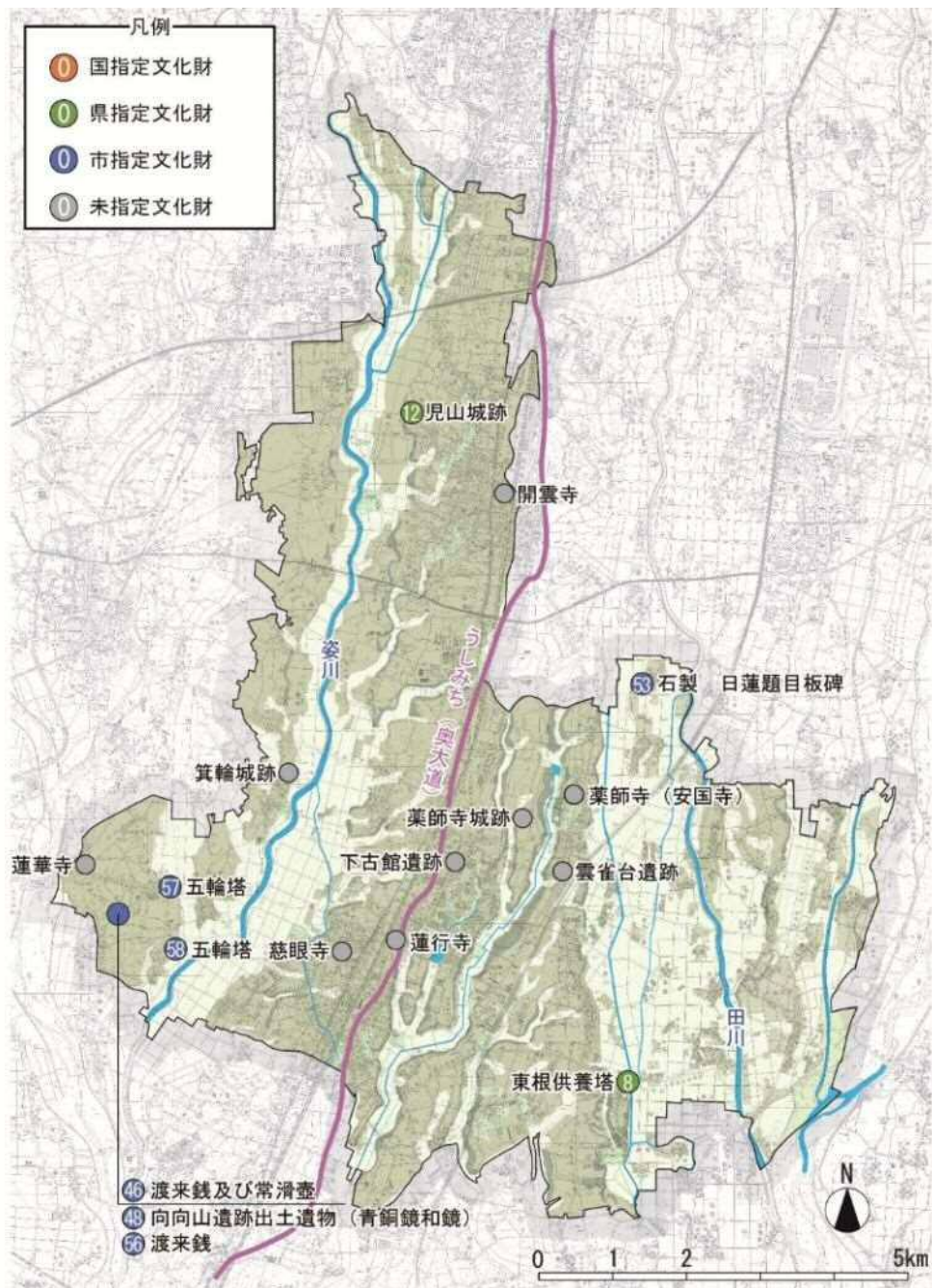
このほか、南河内地区には、鎌倉初期の供養塔である東根供養塔（県指定考古資料）が残されている。この凝灰岩製の石造物は、東根地域を支配した佐伯氏が、亡き父母の供養のために建てたもので、塔を製作した人物名も刻まれており、渡来系氏族が関わっていたことが分かる。また、国分寺地区の小金井で約16,000枚、国分寺で約12,000枚、上芝遺跡で162枚の渡来銭が見つかっており、埋納銭か備蓄銭かは判然としないが、大量の銭を収集できるだけの勢力基盤があったと考えられている。

また、平安時代末期に荒廃した下野薬師寺は、その後鎌倉幕府の庇護により、その命脈を保ち続け、建長年間（1260年ころ）には受戒と真言密教の伝授による布教活動を展開した慈猛によって中興を果たした。

その後、南北朝時代、足利尊氏・直義が討幕に伴う戦の戦死者を弔うために、全国に安国寺・利生塔を設けることとなった際に、下野国では下野薬師寺が選ばれ、暦応2年（1339）に安国寺と改称された。しかし、改称後も一般には薬師寺と呼ばれていた。

本市周辺は、北の宇都宮氏と南の小山氏の勢力の交わる地域であったことから、度々戦が行われた。康暦2年（1380）には裳原（現在の宇都宮市茂原）で宇都宮基綱と小山義政が戦っている。天文7年（1538）には宇都宮氏の内紛に伴い、宇都宮氏の重臣である芳賀高経が児山城に籠城したほか、永禄元年（1558）には、上杉謙信が下野に侵攻し、多功城を攻め、児山城主である児山兼朝も出陣し上杉勢を退けるが、児山兼朝は討死した

との記録が残されている。戦国末期の北条氏の下野侵攻に伴い元龜2年（1571）北条氏と結城氏が薬師寺地域周辺で戦い、北条方の軍勢により安国寺が焼失する。その後も天正6年（1578）に反北条方（佐竹氏等）が北条方となった壬生氏を攻めるために薬師寺地域に進軍したほか、天正11年（1583）には北条方の壬生義雄と反北条である宇都宮国綱と結城晴朝が戦い、北条方を撃退するが薬師寺地域一体は焼失したと伝えられている。



鎌倉時代から戦国時代の主な文化財の分布図 ※ 図中の番号は指定等文化財リストと対応する

(4) 江戸時代

江戸時代に徳川幕府の政策として五街道（東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道）が整備された。日光街道は、歴代徳川将軍が初代徳川家康の命日に日光東照宮で行われる大祭に参加する日光社参を契機に整備され、江戸から下野国を経て奥州方面に至る物流の幹線道路としての機能も有していた。これらの街道は将軍や大名をはじめ多くの人々の往来があり、特に将軍の社参の際には10万人を超える大行列となった。

日光街道と、その脇往還である関宿通多功道（日光東往還）、日光道中壬生通（日光西街道）が現在の市域内を通過していた。下野市内には、小金井宿と石橋宿が設置され、人・物の盛んな往来を背景に発展した。天保14年（1843）の『日光道中宿村大概帳』によると、石橋宿は旅籠30、家数79、人口414人、小金井宿は旅籠43、家数165、人口767人であった。小金井の慈眼寺・石橋宿の開雲寺は、日光社参の際の将軍の休憩所とされ、それぞれ御殿所が設けられていた。将軍の社参に伴い、街道を行き交う人々や近隣集落から手伝いに集まった人々でにぎわう活気のある宿場であったことが記録されている。なお、慈眼寺には、宿場の男衆が句会を開催していた句額が、また小金井宿内には俳諧碑が残っており、文化レベルが高かったことも分かる。

また、日光街道の整備に伴い、江戸日本橋から22里（約88km）の地点に小金井一里塚が設置された。小金井一里塚は明治以後に日光街道が国道4号となった後も存続し、全国的にも一対となる2基の塚が現存する一里塚は貴重であることから、大正11年（1922）に国指定の史跡となった。なお、23里目の下石橋一里塚も西塚のみであるが現存している。

南河内地区には宿場は存在しなかったが、関宿通多功道が通り、文化2年（1805）刊の『木曾路名所図会』や文化3年（1806）の『五街道分間延絵図及び見取絵図一関宿通多功道絵図』には、当時の安国寺（旧下野薬師寺）周辺の様子が描かれている。これらの絵図には、現在の六角堂と考えられる六角形の建物が認められ、安国寺周辺が小規模ながら門前町のような佇まいであったことが分かる。寛政年間（1789～1801）以降には秋田藩の陣屋が置かれた仁良川に集落が形成され、近世を通じて奥州南部や北関東を江戸と結ぶ流通の大動脈として多くの人や物資が行き交った鬼怒川におかれた吉田河岸に隣接し、上三川から結城へと南北に連なる上三川通りと、芳賀郡谷田貝町（現真岡市）及び常州下館（現筑西市）から小金井宿へと東西に連なる横往還筋と呼称される街道が交差する地点に所在した吉田村も、河川交通と陸上交通の結節点となり、八幡宮を起点とし上三川通り沿いに建物が立ち並ぶ街並みが形成された。

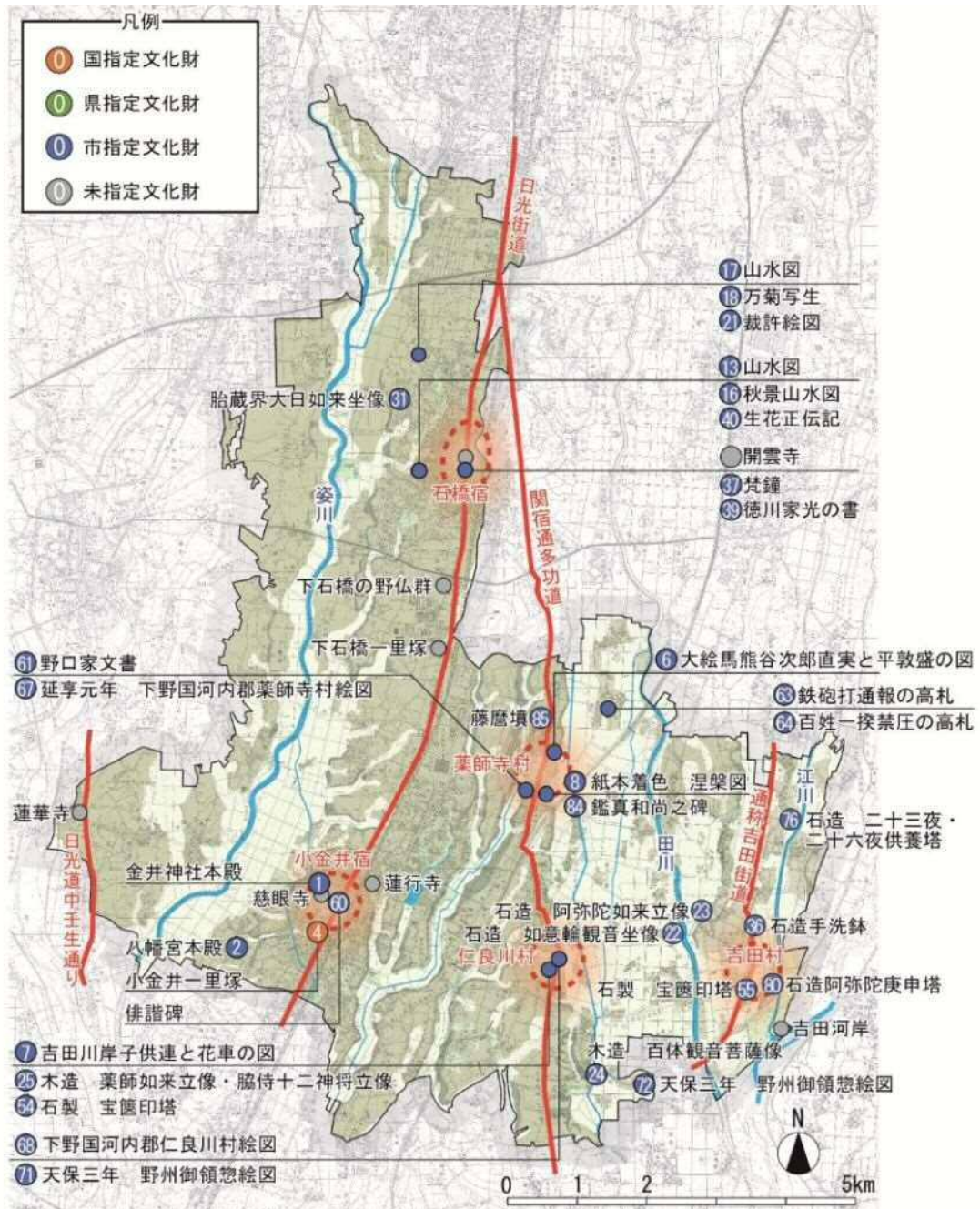
このように、人・物が往来する街道の後背地として広がる農村では、江戸時代中期より農家の副業として結城紬が盛んに生産されるようになり、江戸時代後期には干瓢、養蚕等の商品作物の生産が盛んになっていった。



慈眼寺



開雲寺



江戸時代の主な文化財の分布図 ※ 図中の番号は指定等文化財リストと対応する

(5) 明治時代以降

明治維新後、現在の下野市に編入されている地域は、^{はいほんちけん}廃藩置県により、真岡県から日光県に属したが、明治6年(1873)に栃木県に編入された。真岡県の時期に真岡県知事事務所が^{かいうんじ}開雲寺敷地内に置かれた。明治22年(1889)の町村制施行後には、村々の合併により吉田村、薬師寺村(南河内地区)、姿村、石橋町(石橋地区)、国分寺村(国分寺地区)が成立し、これが第二次世界大戦後にさらに合併して南河内町、石橋町、国分寺町となり、平成18年(2006)の合併で下野市となった。

明治時代、現在の自治医科大学がある場所は、^{かんゆう}官有の平地林が広がり^{さいそうち}周辺住民の採草地として使用されていたが、明治44年(1911)に^{とちぎたねうましよ}栃木種馬所が設置され軍馬生産の一翼を担った。その後、第一次世界大戦の影響を受けて大正13年(1924)に廃止、2年後に畜産技術や農業者の指導機関として^{とちぎけんたねうまじょう}栃木県種馬場が設立された。昭和38年(1963)に^{とちぎけんしゅちくじょう}栃木県種畜場へと改組されたが、^{こうどけいざいせいちようき}高度経済成長期の^{へきちりようせいさく}僻地医療政策による昭和47年(1972)の自治医科大学の開学と^{にしなすのちくさんしけんじょう}周辺地域の都市開発に伴い、^{にしなすのちくさんしけんじょう}西那須野畜産試験場に統合移転となった。自治医科大学周辺は大学の開学に伴い、昭和58年(1983)に自治医大駅が開業するとともに、同年から自治医科大学周辺開発事業が施行され、現在の市街地が形成され始めた。

旧石橋町では明治18年(1885)に東北本線が開通し、明治22年(1889)に当時の石橋町を中心に結成された下野干瓢商組合によって栃木県の主要な商品作物である干瓢の流通の中心地として商取引を行う^{といや}問屋や^{なかがいしやう}仲買商が多く集まった。これにより、石橋町は県内で生産される干瓢移出の中心地として名を広く知られるようになった。また、東北本線の開通は江戸時代に整備された日光街道により石橋宿に設置された馬宿にも影響を与え、明治38年(1905)には正式に馬市場が開設した。その後、馬市場は昭和18年(1943)、第二次世界大戦の戦況の悪化により閉鎖するが、戦後家畜市場として再開した。家畜市場は、^{こううんき}耕運機の発達により昭和30年代の半ばから馬に代わって牛が中心に取引されるようになり、平成元年(1989)3月6日のせり市を最後に閉場となった。

旧国分寺町は東北線の開通をうけて明治26年(1893)に^{はたごきや}小金井駅が開業し、^{はたごきや}旅籠屋を中心とした商業から倉庫業や貨物運送業へと変化し、物資輸送の拠点として発展した。



現在の自治医科大学周辺 (大正14年頃)



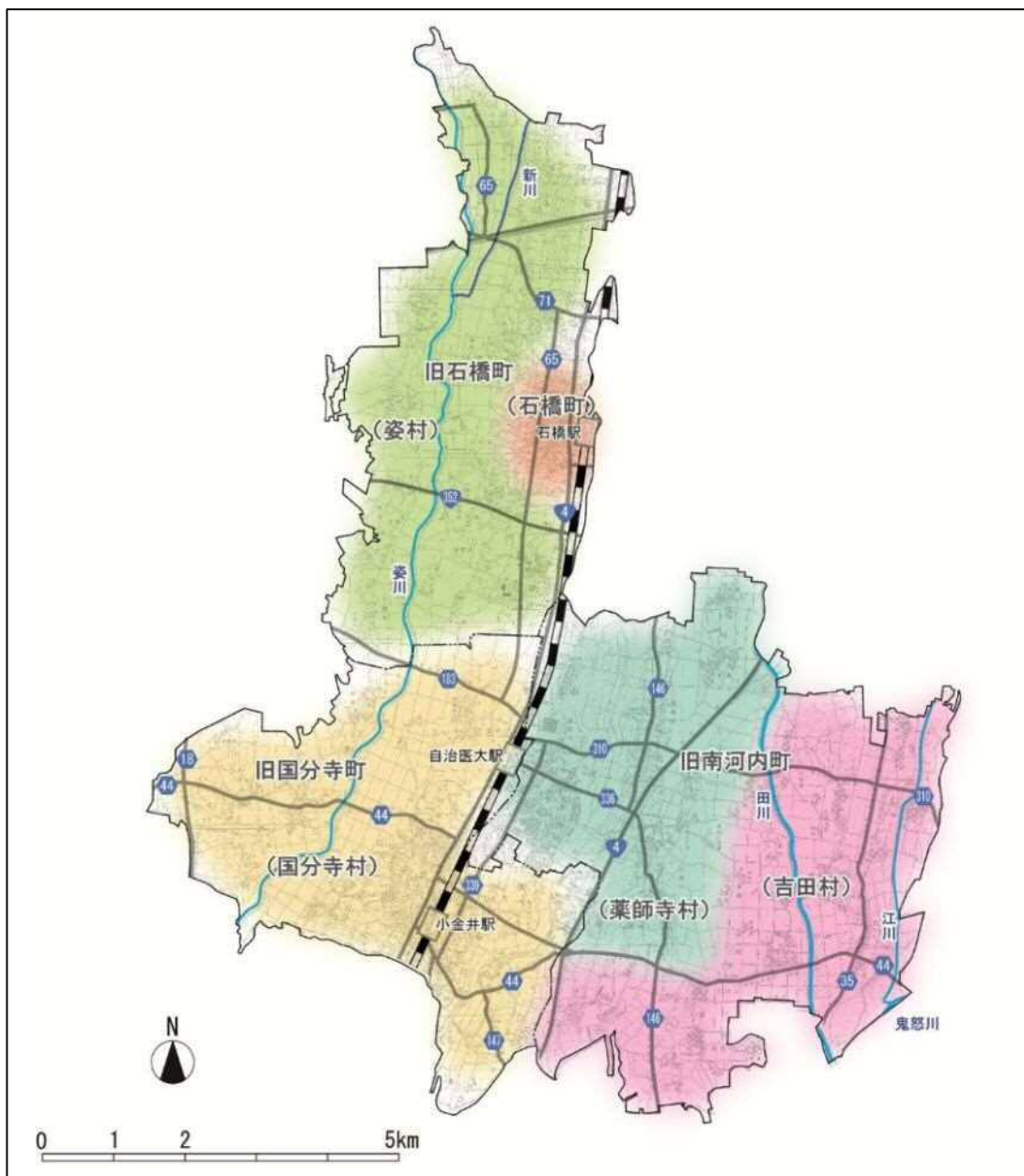
石橋家畜市場の様子 (昭和30年代)

昭和 41 年（1966）には旅客の増加に対応するために小山電車区が小金井に建設されたことに伴って小金井駅始発、終着の電車が増発し、まちづくりの中心地として小金駅舎の改築や小金井駅東口の開設等が行われ、駅周辺の市街化が急速に進み現在の街並みが形成された。



小金井駅を通過する汽車（昭和 10 年代）

/国分寺町『図説 国分寺町の歴史』，2000，p.159



旧 3 町の範囲図